

平成29年 7月 3日

◎坂本（孝）委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。（9時59分開会）

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お手元の「付託事件一覧表」のとおりであります。

日程については、お配りしてある日程案によりたいと思います。また委員長報告の取りまとめについては、5日水曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りします。

日程については、先ほどの説明のとおり行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎坂本（孝）委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにします。

《総務部》

◎坂本（孝）委員長 それでは、総務部について行います。議案について総務部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎梶部長 総括説明に先立ちまして、職員の酒気帯び運転等による懲戒処分について御報告を申し上げます。本年4月6日に、当時の中央東農業振興センター次長が、通勤途中に一時停止をせずに交差点に侵入したところ、警戒中の警察職員から停止を命じられ、事情聴取を受ける中、酒のにおいがすると飲酒検知を受けた結果、呼気1リットル中0.25ミリグラム以上のアルコール分が検出されまして、酒気帯び運転及び指定場所一時不停止等で検挙されるという事態が発生いたしました。このことから、この職員を5月10日付けで停職1年の懲戒処分としたものでございます。このたびの行為によりまして、公務に対する信頼を損なうことになったことにつきまして、議会、県民の皆様に対しまして深くおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

今回の処分を踏まえまして、今後このような事態を繰り返すことのないよう、飲酒運転の根絶につきまして、改めて全庁に通知をしたところでございます。いま一度職員一人一人が県職員としての自覚を新たに、再発防止に努め、県民の皆様からの県政に対する信頼を回復するよう努めてまいります。この事案の詳細につきましては、後ほど報告事項として人事課長から説明をさせます。

それでは、私から総括をして説明させていただきます。まず、今回の補正予算の概要でございます。お手元の資料のうち、青いインデックス総務部のついた資料、議案補足説明

資料の表紙をおめくりいただきまして、平成29年度6月補正予算編成の概要という資料をお願いいたします。

まず、下の(2)歳出の表のうち1番下の行、総計(1)+(2)の欄の中ほど、補正額(B)の列をごらんいただきたいと思います。総額で3億8,618万5,000円の増額補正となっております。今回の補正では、移住人材確保施策を強化するための人材ニーズの集約、発信、マッチングの支援を総合的に行う新組織を設立するための費用、あるいは消防防災ヘリコプター「りょうま」のエンジン交換に要する費用、坂本龍馬直筆書簡の購入費用など、当初予算編成後の新たな行政需要に速やかに対応するために必要となります費用を、予算計上させていただいております。

内訳でございますが、(1)の経常的経費が3億600万円余り、(2)投資的経費が8,000万円余りで、投資的経費のうち、補助事業費が5,100万円余り、単独事業費が2,800万円余りとなっております。

これらの歳出を賄う上の表の(1)歳入の補正につきましては、中ほどの(2)特定財源を先にごらんいただきますと、1億2,200万円余りとなっております。内訳としましては、国庫支出金が3,500万円余り。県債が2,800万円。その他が5,900万円余りで、このその他につきましては、国の外郭団体からの補助金などを諸収入として受け入れるものでございます。

特定財源を差し引きしました一般財源でございますが、まず1番下のその他をごらんいただきたいと思います。4,400万円となっておりますが、これは、こうち産業振興基金の運用期間の満了に伴いまして、中小企業近代化資金助成事業の特別会計から繰り入れるものでございます。差し引きしますと、2億1,900万円余りが今回の補正予算で財源対策を要する額となりますが、今回は財政調整基金の取り崩しで対応することとしたものでございます。以上簡単ですが、補正予算全体の概要でございます。

次に、総務部関連の補正予算でございます。資料ナンバー②、議案説明書の補正予算3ページをお願いいたします。総務部の歳出予算の補正は、情報政策課分で532万7,000円でございます。詳細は後ほど担当課長に説明をさせます。

次に、総務部関連の条例その他議案でございます。資料ナンバー③、議案説明書の条例その他の議案の表紙をおめくりいただきまして、目録をごらんいただきたいと思います。総務部からは、第4号から第10号までの7件の条例議案と、報第1号及び報第2号の2件の報告議案を提出させていただいております。それぞれの詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせます。

次に報告事項でございます。お手元の資料のうち、青いインデックス総務部のついた表紙に報告事項とあります資料をごらんいただければと思います。まず赤いインデックスの人事課が職員の懲戒処分について、市町村振興課が大川村議会維持対策検討会議の設置に

ついてでございます。それぞれの詳細については、後ほど担当課長に説明をさせます。

最後に、主な審議会等の状況でございます。総務部に関して、本年3月8日から7月2日までの開催状況について御説明させていただきます。先ほどごらんいただいた資料の赤いインデックス、審議会等という資料をごらんいただけますでしょうか。表題が、主な審議会等の状況、総務部3月8日から4月2日とある資料でございます。まず、高知県個人情報保護制度委員会でございます。今期につきましては、4月14日に開催しまして、個人情報保護制度の運営に関する重要事項としての、高知県個人情報保護条例の改正に関する審議などが行われたところでございます。

次に、高知県公益認定等審議会でございますが、3月21日及び5月24日に開催をいたしまして、公益法人等に関する定期提出書類等の報告が行われたところでございます。

最後に、高知県職員倫理審査会でございます。今回、平成28年度分の贈与等の状況について、6月5日に審査会を実施いたしました。委員の方からは特に問題とする御意見はいただいてないところでございます。関連資料といたしまして、次のページから贈与等報告書の件数などを添付させていただいておりますので、御参照いただければと思います。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

〈文書情報課〉

◎坂本（孝）委員長 続いて所管課の説明を求めます。

◎徳橋文書情報課長 第4号議案の高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案につきまして、文書情報課の赤いインデックスのついた総務委員会資料の議案補足説明資料、個人情報保護法等の改正に伴う個人情報保護条例の改正について（全体像）、という資料で御説明をさせていただきます。

今回の改正は、個人情報の保護に関する基本法でございます。個人情報保護法及び国の行政機関に対して適用されます行政機関個人情報保護法の改正を踏まえまして、条例改正を行うものでございます。右下に第2段階と記載しておりますとおり、今回の改正の後、第2段階の条例改正を予定しております。

まず、法改正に至りました背景としましては、大きく三つございまして、一つ目としましては、ビッグデータへの対応でございます。情報通信技術の飛躍的な進展により、パーソナルデータの利活用の適正な推進が重要な課題となっていること。

二つ目としましては、個人情報に該当するかどうか判断が困難なグレーゾーンが拡大していたこと。

三つ目としましては、社会経済のグローバル化によって、国境を越えて多くのデータが流通する中で、海外の個人情報保護ルールへの対応が必要であったこと。この三つの背景から法改正がなされたところでございます。

資料の左側でございます。法改正の概要をごらんください。具体的には、大きく四つの

改正がなされております。1点目としまして、個人情報の定義を明確化したこと。

2点目としまして、要配慮個人情報の規定を新設したこと。

3点目としまして、個人情報保護法の対象事業者を拡大したこと。

4点目としまして、匿名加工情報、非識別加工情報の規定を新設したことでございます。

法改正の具体的な内容につきまして、まず1点目の個人情報の定義の明確化につきましては、特定の身体の特徴を変換したもの、例えば、顔とか歩き方の認識データや指紋の認識データ。また、特定の個人に付与された番号、代表的なものとして運転免許証の番号などがございますが、これらの情報が個人情報であるかどうかの疑義、グレーゾーンが生じておりましたため、明確化の観点からこれらの情報を新たに個人識別符号として定義し、個人情報であることを明確化したところでございます。

次に、2点目の要配慮個人情報の規定の新設につきましては、諸外国、特にEU諸国でございますが、人種、思想・信条等に係る情報については、個人情報の中でも慎重な取り扱いを求めるべき情報と定めておりますが、我が国の法律においてはそうした情報の規定がそもそもなかったところでございます。そこで、グローバル化への対応といたしまして、今回、法改正で新たに要配慮個人情報として法律に定義をしたところでございます。なお、この要配慮個人情報の収集につきましては、国の行政機関は収集制限がございませんし、民間は原則として本人同意があれば収集が可能となっております。

次に、3点目の事業者の規定につきましては、諸外国では事業者の規模で規制の内容を区分していないことを踏まえて、グローバル化への対応として今回の法改正で個人情報を取り扱う数が5,000以下の事業者については、法律の適用外とする特例を廃止したものでございます。個人情報を取り扱う全ての事業者が対象となったということでございます。

次に4点目としまして、個人情報保護法では匿名加工情報、行政機関個人情報保護法では非識別加工情報という名称で呼んでおりますが、ビッグデータへの対応としてパーソナルデータの利活用の推進の観点から、規定の新設がなされたものでございます。

具体的な内容につきましては、民間から提案を受けて審査し、利用契約を締結して、民間あるいは行政機関が保有する個人情報を、特定の個人を識別できないようにかつ復元できないように加工した上で、提案者に提供するものでございます。具体的な加工のイメージにつきましては、氏名や住所などの情報を復元できないように完全に削除した上で、例えば住所については県中央部とか県東部に置きかえたり、年齢を30歳代とか60歳以上というように処理をして、個人を特定することができないように加工するイメージでございます。

資料の1番最後の米印でございますが、国におきましては、地方公共団体が保有をしておりますパーソナルデータの活用について、地方公共団体の条例にゆだねた場合に、条例の内容や運用に差異が生じる可能性があることから、これらのデータを利用する側にとっ

て利用しにくいといった課題への対応として、統合的なルール整備に関して立法措置による解決の可能性について、今後、有識者による検討会を立ち上げて検討していくという動きがございます。

それでは、県条例の改正案につきまして御説明をさせていただきます。資料の右側をらんください。今回の法律改正の内容を踏まえまして、県条例につきましては、先ほども申し上げましたとおり、２段階で改正を行っていきたいと考えております。

第１段階では、法改正を受けて条例と法律の整合を図る必要がある部分のみ改正することとしており、条例の実質的な内容に変更をもたらすものではございません。

次の第２段階では、法改正により新設された匿名加工情報、非識別加工情報への対応と、県が取り組みを進めております事務事業の中で、個人情報の取り扱いが課題となっている事項に対応するために、十分な検討を重ねた上で、条例の実質的な見直しを行うことを予定しているものでございます。

今議会には、第１段階の改正を御提案させていただいております。今回の改正案につきましては、４月１４日に開催いたしました、高知県個人情報保護制度委員会の意見もお聞きをしておるところでございます。

改正案につきまして、具体的に御説明させていただきます。まず、１の個人情報の定義の明確化は、法改正のポイント１に対応いたしまして、法で定められました個人識別符号を条例の定義に追加をいたすものでございます。個人情報を取り扱います県はもとより、県民の皆様にとりましても、個人情報とは何かという点がより明確になりますことから、条例の個人情報の定義に個人識別符号を追加するものでございます。

次に、２の要配慮個人情報の①対象の明確化につきましては、法改正のポイント２に対応いたしまして、法の規定に準じて条例及び規則においてその対象を明確化するものでございます。法律には規定がありませんでしたが、県条例では、従来から思想・信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる恐れのある個人情報との規定がございます。

後ほど御説明いたしますが、これらについて他の多くの都道府県と同様、他の個人情報と区分し、県による収集を制限しております。この規定につきましては、法改正で要配慮個人情報の定義が設けられたことに伴い改正するものでございます。その際、法改正の趣旨でございます、グレーゾーンを解消して明確化するとの観点は、県条例でも反映すべきであることから、法で列挙されたものを現行条例の規定に追加するとともに、対象が曖昧である現行条例の社会的差別の原因となる恐れのある個人情報という規定につきましては、削除することとしたものでございます。あわせて法が政令に一部を委任していることとの整合性から、条例においても一部を規則に委任することとしております。

具体的には資料の左側の枠囲いに、個人情報保護法の要配慮個人情報の定義を記載して

ございます米印の部分、政令で定める記述等とございますが、身体、知的、精神障害、難病といった要配慮個人情報につきまして、規則に具体的に明記をしております。また、現行条例の社会的差別の原因となる恐れのある個人情報として、これまで取り扱ってきた生活保護の受給の有無や、成年被後見人、被保佐人の二つにつきましても、規則に規定することとしたいと考えております。この規則案につきましては、今議会で条例改正案について議決をいただきました後に、パブリックコメントを行いたいと考えております。

次に、②の収集制限につきましては、本県条例では、県は要配慮個人情報について、原則として収集禁止としております。国の行政機関には収集に関する制限がないこと。民間は原則として、本人同意があれば収集可能であることとの整合性について検討する必要がありますが、現在の県の個人情報の取り扱いを大きく見直すこととなり、この点について十分な検討を行う必要がございますので、後ほど御説明します第2段階で対応することとし、今回は条例改正を行わず現行どおりとさせていただいているところでございます。

次に、3の事業者規定の取り扱いにつきましては、法改正のポイント3に対応するものでございます。これまで県は条例に基づき、県内全ての事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を定めておりました。またその指針では、今回、国が新設をいたしました、要配慮個人情報に関する内容を含んでおりました。今回の法改正によりまして、全ての事業者が法規制の対象になったこと、国にはございませんでした要配慮個人情報に関する取り扱いが規定されたことから、県が条例に基づく指針を設ける必要がなくなりました。このため、現行の県による指針の作成等の規定を削除するものでございます。

最後に、施行日につきましては、先ほど御説明いたしました要配慮個人情報を規則に委任することから、規則で定めることとしております。

次に、第2段階の対応について、①の非識別加工情報の提供に関する制度の導入につきましては、こうした加工情報を有効活用することで、例えば、福祉関係で新たな投資や雇用などを誘発するといった可能性も期待できるのではないかと考えておるところでございます。しかしながら、加工する際の基準やルールのあり方など、個人情報の安全性の確保といった運用上の課題などの整備、検討も必要でございますし、今後の国での運用状況や他の都道府県の動向、それから先ほど御説明いたしましたパーソナルデータの統合的なルール整備に関する検討状況を見きわめながら対応してまいりたいと考えております。

②の個人情報の収集・利用・提供に関する新たな仕組みづくりにつきましては、先ほど御説明いたしました要配慮個人情報の収集のあり方の検討も含め、個人情報の取り扱いが県の事務事業の遂行上課題となっている事例、例えば、現在平常時において、災害時の要支援者情報を地域で共有することができませんが、南海トラフ地震に備え、平常時から共有する必要があるのではないかとといった事例などの整理を行いながら、その解決に向けた仕組みづくりについて検討してまいりたいと考えております。

この第2段階の条例改正につきましては、高知県個人情報保護制度委員会での審議を行いながら、早ければ年内を目途に整理をした上で、来年の2月議会以降での条例改正を予定しているところでございます。

説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 この対象となる個人情報を保有する県の部局というのは、市町村だったら国保関係だとか、非常に個人情報が多いんですけども、県は、どこに蓄積されるものが対象となるわけですか。

◎徳橋文書情報課長 個人情報を取り扱う際には、登録簿をつくっていただいて、私どもの課に登録をしていただく仕組みになっております。現在、県全体全ての委員会も含めて、2,838の個人情報を取り扱う事務がございます。

◎吉良委員 ということは、大体全ての部局において、県民のさまざまな個人情報といわれるものを、収集しているということになるわけですか。

◎徳橋文書情報課長 そうということになります。

◎吉良委員 手続きとしては、市町村もこの県の条例を受けて、それぞれ作成していくことになるわけですか。

◎徳橋文書情報課長 市町村は、市町村ごとに個人情報保護条例を制定してございますので、市町村事務がその市町村の条例の網にかかるということになるかと思えます。

◎吉良委員 今でも年金なんて約125万件も漏洩したりしているし、非常に懸念されるわけよね、そのためにいろいろやっているわけですけども。この改正の背景を見ると、要するにデータの適正な利活用ができる環境の整備ということで、行政が保有している個人情報を国内外問わず民間に開放していくんだと、だからグローバル化ということになるわけですけども、極めて私は危険なものではないかと思うんですよね。具体的に言うと、今までは、県による個人情報の収集については、法令等の規定による場合、公安委員会等が犯罪捜査等で収集する場合、個人情報保護制度委員会の意見を聞いた場合を除き禁止しているということやけれども、今回は、個人情報保護制度委員会の意見も聞かずに、あるいは公安委員会等が必要ということもなしに、この第2段階で、審議委員会までつくるみたいですけども、非識別加工したものを提供するということになるわけですか。

◎徳橋文書情報課長 この新制度の導入に際しては、その安全性の確保というのがなければ導入はあり得ないと考えております。基本的には、個人が特定される部分は全て削除して御提供する仕組みでございますが、そこの安全性を担保するためのルールづくりとか、あるいは先ほど申し上げました2,800の事務のうち、どれを提供していくかという問題もございまして、そこのあたりは慎重に検討した上で取り組んでまいりたい。個人情報の安全性の確保が至上命題と考えております。

◎吉良委員 逆に言うと、思想・信条及び信教に関する個人情報ということだったのが、提供できるものが結局、社会的身分も病歴も入るのよね。犯罪の経歴、わざわざ明記をして、これは提供できるとなるわけよね。今まで曖昧模糊としていた、だからどれをどうするのかがわからなかったけれども、提供することを前提にして、これは個人情報だということ規定をしたけれども、結局それも提供できるということになるわけですか。

◎徳橋文書情報課長 開示請求が来た場合に非開示にするものについては、この加工情報から除く扱いになりますので、これらが全て提供できるということではございません。法令秘で元から見せてはいけませんというものについては、この加工情報の仕組みにはのってこないと考えております。

◎梶部長 若干補足で。今回の法改正の背景ですけれど、今委員御指摘いただいている要配慮個人情報については、今までは普通の個人情報しか定めがなかったので、個人情報のルールの中で御指摘いただいた犯歴ですとか病歴についても取り扱われていたんですけれども、普通の個人情報よりも1段高い規制が求められる要配慮個人情報という類型があるんじゃないか、諸外国にはあるということで法改正が行われて、例えば本人の同意がなければ収集、提供できないという、普通の個人情報より1段高い規制を設けることにしたわけです。県は従来からそのような規制があったわけです。御指摘いただいたような公安委員会等の収集する場合を除いて、県みずからが収集できないということにしていたわけですが、これをどうするかというのは今後の議論です。したがってその非識別加工情報については、本人が特定できないような形で活用できるようにするというのが国の動きですけれども、非識別加工情報以外の個人情報の取り扱いについては、今までなかった規制を設ける、あるいは対象事業所も広げるなど、個人情報保護をしていこうという流れと、個人情報を活用していこうという流れが、その二つの背景があって今回の法改正がなされています。今までの法律と条例は必ずしも一緒じゃなかったんですね。個人情報保護行政は、地方が先行した側面があったわけですので、法律が変わったからといって、そのとおり条例にする必要もないし、それは価値判断が必要だと。だけど今回の条例改正では、法改正を受けて、例えば文言の整備とか、法律が全ての事業者を対象にしたんだから、我々が全ての事業者を対象にする指針をつくる必要がそもそもなくなったとか。その法改正を受けて反射的に改正しなきゃいけない部分を改正し、先ほど来御指摘をいただいているようなことは十分な検討、これは安全装置のこともそうでしょう、これを含めて検討させていただきたいというのが、私どもの今回提案してる趣旨でございます。

◎吉良委員 審議会で論議をしたとおっしゃってますけれども、日弁連なんかはこれについては極めて厳しい御意見を持っていると思うんです。県の審議会の中では、懸念されるようなことを含めてどのような論議がなされていますか。

◎徳橋文書情報課長 4月14日に個人情報保護制度委員会を開催いたしまして、改正案に

ついて御相談をさせていただいております。法改正に伴うものについては、基本的にこれでいいだろうと御意見をいただいております。1点強く御指摘を受けたのが、事業者規定の部分でございます。指針の削除は法でカバーできておるのでいいでしょうと。ただ、その他の事業者に対する指導であるとか、勧告であるとか、その事例を公表するといった事業者対策の部分についてお諮りしたときには、法で規定されるものであるもので、国がやるので県はいいのではないかという改正案を御相談させていただいたんですけれども、いやいや、国がやるといってもやはり県が主体的にかかわって、県内の個人情報の取り扱いの適正化を進めていくべきということで、指針の削除は認めるが、その他の規定は存置をなさないと強く御指摘を受けたところでございます。

◎吉良委員 今後、その第2段階が非常に大事になってくると思うんですよね。EUなんかは第三者機関があって、行政の取り組みをきっちり監査していくというのがあるんですけども、日本国内はそれがないのよね。そこをどう県としてお考えになっているのか、今後の問題としてお聞かせ願えますか。

◎徳橋文書情報課長 先ほども申し上げましたとおり、県民の皆様の大事な個人情報をきちっと守っていくのが我々の使命でございます。その観点に立って、例えば、第三者の機関できちっと見ていくルールづくりも、これから十分時間をかけて検討してまいります。県のみで運営をするのではなくて、第三者の目を通した形で運営をしていくということを中心に検討してまいりたいと思っています。

◎吉良委員 非識別加工するというけれども、今の技術では再識別化は可能じゃないかと、非常にリスクもあるということも論議をされていますよね。そういう面でいうと、極めてこれは問題があると感じるところです。今後その第2段階、どういうスケジュールで、どういうものでやってみるのかも含めて、全体像を見ながらお話も伺っていきたいと思っています。

◎坂本（茂）委員 関連しますけれども、特に第2段階に影響してくるかと思うんですが、まずは第1段階の関係で。いわゆる個人情報を取り扱う数が5,000以下の小規模事業者も対象にすると先ほど言われていましたが、そういう小規模事業者に対して、どれだけきちんと取り扱いについて徹底できるかを具体的にどのように考えられているのか。ということと、事業者いわゆるコミュニティ的な団体、町内会であるとか、あるいは防災会であるとか、そういったところも対象になるのかどうか。これは対象になるという理解が最近されていて、例えば、今まで以上に個人情報の取り扱いを各防災会や町内会が気をつけてほしいということが既に情報として流れてきているんですよね。しかし、それがどこまで求められてくるのかについて、非常に不明な部分があったりするんで、その辺についてどのように捉えられているのか。

◎徳橋文書情報課長 今回、5,000以下の法の特例が廃止されて、全ての事業者が対象にな

ったということで、昨年、国から地域の事業者に対して説明会もなされたところでございます。県としましては、国や他の地方公共団体と協力をしていくという規定もございますので、国、市町村、それから県できちっと連携をして、整合のある取り組みを進めてまいりたいと思います。また、その地区での個人情報の取り扱いについては、もう少し研究をして、どこまでが可能でどこまでが法規制に係るかも改めてきちっと整理をして、お示しをしていきたいと思っています。

◎坂本（茂）委員 ただ対象事業者は第1段階でもう拡大になるわけですから、この条例が改正されたら、その対象事業者がどこまで拡大されたかが明確になっておかないといけないんじゃないかと。そういう意味では今言われたように、これから検討するというところでいいのかどうか、そこはどうなるんでしょうか。

◎徳橋文書情報課長 法の規定では、あくまでも事業者というくくりになっておりますので、なにがしかの事業を営まれている、その際に個人情報を収集される事業所が対象になってくると。

◎坂本（茂）委員 そしたら事業者を厳密に捉えていけば、町内会だとか、あるいは防災会だとか、そういう事業を営んでないところについては、対象外であるという理解でよろしいですね。

◎梶部長 事業者の規定は、個人情報保護法の解釈になります。今、個人情報保護法の規定の解釈を確認させていただいたんですけれども、少なくとも自治会、商店街会、消費者団体など法人格はないが団体の規約を有し、かつ代表者の定めがあるものは該当すると記載されておりますので、本県だけ特別なルールが適用されるわけではありませんから、これは対象になるのだらうと考えております。

◎坂本（茂）委員 なりますね。町内会でも防災会なんかでも全部規約を整えて、代表者が変われば必ずそれを市役所へ届け出となっておりますから。今まで先進的に取り組んでいる団体は要配慮者情報などについても手上げ方式、いわゆる同意のもとに個人情報を収集して、そういった方にどういう支援をするかをずっと議論してきて、訓練なんかでやっているわけですね。そういう団体が果たしてその事業者として、適切に個人情報が使われているかどうかまでこれからチェックしていくことになるのか。そこに抜かりがあったときに、その事業者は処罰されるのか。そういったところは、条例で改めて定めはしないということですけど、法の中ではどうなっていくのかを、皆さん周知されているのでしょうか。

◎梶部長 この法改正の内容は、私どもというよりは、国において周知をしているところでもあります。その周知が足りているかどうかという評価はあろうかと思えますけれども、全ての事業者がなったということは、国のホームページ等で記載されていることは事実であります。その上で私どもとして、個人情報保護条例じゃなくて、法律のことを周知するかということについては、万が一周知されてない状況があるのであれば、これは周知をし

ていかなければならんと思います。先ほど課長が答弁したように、事業者へ御助言をさせていただくとか、何らかの御指導をさせていただく権限は、今回の条例改正後においても県に保留をさせていただいております。それは、法律どおり運用がされていないということも含めて、御助言をさせていただく権限を保留させていただいております。そういう意味で、これは周知がされていないということであれば、私どもとして周知をさせていただくということも、考えていかねばならんと考えております。

◎坂本（茂）委員 基本的には事業所がこの制度について説明を求める場合は、国にすればいいと。例えば、何百もある防災会がですよ、高知市に尋ねるのではなくて、全部国に尋ねるのが基本であるとの理解でいいですか。

◎梶部長 法律には地方公共団体の責務の規定もありますので、県がいいのか、市がいいのかというのは御判断あると思いますけれども、地方公共団体に御指摘をいただいても、私どもで説明をさせていただくことは、可能でしたらやらなければならんと思います。

◎坂本（茂）委員 それこそ県の危機管理部門なんかも、南海トラフ地震対策として避難所の運営のあり方とか、マニュアルをつくりましょうとか言ってるんですけども、実際それがこの中でどうなっていくのか。要配慮者支援がどうなるか、要配慮者支援をしながらの避難行動がどうなのかとか、そこをきちんと明確にしていかないと、そういった取り組みに足かせになるようなことにも。情報の保護はしなければならない一方で、南海トラフ地震対策だけでなく、町内会などでいけばコミュニティーの形成とか、地域での見守り活動とかにも影響してくる部分はあるんじゃないかと思います。この条例を改正することあわせて、そういったところをきちんと対応できる取り組みもしていただきたいと思いますが、その辺について。

◎徳橋文書情報課長 第2段階で、新たな仕組みの検討ということで予定をしております。各部局、全ての委員会も含めて、きちっと実態をお聞きし整理もしていきたい。あわせて市町村の皆様とも意見交換をしていきたいと思っています。きちっと実態を把握した上で整理を行って、県条例としてどうあるべきかということを慎重に検討してまいりたいと思っています。そこは市町村ともども進めてまいりたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 要配慮個人情報の対象の明確化の中で、条例については今回するわけですけども、規則の部分は今後パブリックコメントを求めた上で、規則改正の対応をしていきたいというお話でしたが、それは大体いつごろやるのか。そのことによって、先ほど議論したことも多少すっきりするのでしょうか。その辺はどうなんでしょうか。

◎梶部長 パブリックコメントは、議会で条例案の議決をいただいたら、それほど間を置かずに実施したいと思います。先ほど委員御指摘があった内容がクリアになるかという意味では、これは要配慮個人情報の定義についての規定を規則に書くと。基本的には先ほど課長が申し上げたように、資料の左側の米印に書いてある情報と、これまで県が要配慮個

人情報で取り扱ってきた生活保護の受給の有無とか、成年被後見人と被保佐人の問題については、規則に書こうと思っていますので、それで疑問が明らかになるかどうかという問題だと思います。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈行政管理課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、行政管理課の説明を求めます。

◎笹岡行政管理課長 私からは条例議案2番目になりますが、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

資料は、青色インデックス総務部の議案補足説明資料の赤色インデックス行政管理課の1ページをごらんください。表題に職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案の概要と記載された資料でございます。

1改正の趣旨にあるとおり、この条例改正は国家公務員の育児休業等について規定した人事院規則の改正を考慮しまして、これに準じた措置を講じようとするものでございます。職員の育児休業等に関する条例につきましては、地方公務員の育児休業等の制度について定めました、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づきまして、県職員の育児休業等に関する細目を定めたものでございます。

今回の具体的な改正内容については、2改正内容をごらんください。育児休業と育児短時間勤務の取り扱いについての改正でございます。真ん中から下のほう、(参考)にありますとおり、育児休業は、職員が子の養育のために3歳に達する日までの間で休業するものでございます。育児短時間勤務は、職員が子の養育のため、小学校に入るまでの間で所定の勤務形態により希望する日、時間帯で短時間勤務を行うものでございます。

2の丸のところに戻っていただきまして、今回同一の子につきまして、アの再度の育児休業を取得すること。イの育児休業の期間の延長を行った場合、さらに延長すること。それからウの育児短時間勤務を一度終了してから1年を経過しない場合に、再度短時間勤務を行うことは、いずれも原則としてできないこととなります。これは、これらの制度が育児と仕事の調和を図ることを目的としている中で、例えば育児休業を取得できる回数や期間の延長を無制限に行えることとしますと、代替要員の確保など人事管理の適正な運営や公務の円滑な運営に影響を及ぼすおそれがあるためでございます。

白丸の2行目から3行目までのところですが、この育休条例におきまして、アからウまでについて例外的に行うことができる特別な事情について規定されておきまして、今回この特別の事情の一つとして、中段の枠囲みの事由を追加しようとするものでございます。枠囲みにあるとおり、保育所や認定こども園、家庭的保育事業等における保育の利用を希望し申し込みを行っていますが、当面その実施が行われないという、いわゆる待機児童を抱えている場合を追加しようとするものでございます。これは例えば、育児休業から復帰

したが、現在受けている保育サービスが受けられなくなった等の事情によりまして、新たに別の保育所等に入所申請を行ったが、当面入所できない場合などを想定しております。

少し具体的に条文で確認しますと、資料ナンバー④、議案説明書の条例その他の17ページをごらんください。説明した改正のうち再度の育児休業につきましては、新のほうでございますけれども、第3条第6号の3行目、育児休業に係る以下、アンダーラインのところを追加するものでございます。これまでも今回追加する規定の事由のようなケースが生じた場合は、右側の旧のほうで言いますと、同じ3条の第6号のうち3行目の、その他の育児休業の終了時に予測できなかった事実が生じたことに該当するものとして対応できているものでございますけれども、今回国に準じて規定上明示するものでございます。

上の第2条の2の改正につきましては、昨年、児童福祉法が改正されまして、この4月から施行されたことによりまして、条項のずれや用語の整理がなされておりました、今回の改正に合わせて改正しようとするものでございます。

次に18ページをごらんください。第4条につきましては育児休業の再度の延長、第11条は育児短時間勤務について同様に特別の事情に同じ内容を追加するものでございます。これらの改正につきましては、公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈職員厚生課〉

◎坂本（孝）委員長 次に職員厚生課の説明を求めます。

◎竹崎職員厚生課長 職員の退職手当に関する条例の一部改正につきまして御説明いたします。

資料ナンバー④、議案説明書条例その他の2ページをお願いいたします。1番上の、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案説明をごらんください。今回の改正は雇用保険法の一部改正に伴いまして、特定退職者等に対して支給する基本手当の給付日数の延長事由として個別延長給付を追加しますとともに、移転費の支給対象を拡大することなどの必要な改正をしようとするものでございます。

改正内容につきましては、補足説明資料で説明をさせていただきます。青いインデックス議案補足説明資料の赤いインデックス、職員厚生課のページをごらんください。

1、「失業者の退職手当」の趣旨をごらんください。地方公務員は雇用保険法の適用が除外されておりますので、同法による失業等の給付を受けることができませんが、退職後に失業している場合に、「失業等給付」程度のもを保障するため、退職手当条例第10条において「失業者の退職手当」が規定されております。

これは職業安定所を通じて求職活動をしている場合に、図の網かけをしている部分に相当する額を支給するものです。この失業者の退職手当が支給される対象者は、図の右側の米印のところにありますように、例えば、懲戒免職等で退職手当の支給制限処分を受けた者や、在職期間が短く退職手当の額が少額の者が該当いたしますが、過去10年間の実績は8件のみでございます。

次に、2の改正理由及び改正内容でございます。改正内容は大きく分けて2点あり、一つ目は①と③で給付日数を延長する事由を追加するもので、二つ目は②で、「移転費」の支給対象を拡大するというものでございます。

まず、給付日数の延長について御説明いたします。資料の2ページ目をごらんください。1のところにこの失業者の退職手当の具体的な給付を載せております。給付内容の欄で1番上のところにありますが、いわゆる失業手当と言われております基本手当でございます。

次に3、基本手当の所定給付日数【上限】をごらんください。失業等給付の基本手当は、求職活動をしている期間に応じて支給をいたしますが、その給付日数は退職者の勤続期間に応じて上限の日数が決まっております。また、特定退職者や身体障害者等で就職が困難な者は、通常の自己都合退職などの場合よりそれぞれ給付日数が長くなっております。なお、米印のところにありますように、従来から公共職業訓練等を受ける場合など、延長事由に該当する場合は、給付日数を延長して支給しております。

前のページにお戻りください。2の①をごらんください。今回の法改正では、特定退職者または身体障害者等で就職が困難な者のうち、雇用されていた事業が災害の被害を受けて離職した者などについて、再就職を促進するために必要な職業指導を行われる場合が延長事由に追加されました。特定退職者や身体障害者等については、もともと給付日数が長くなっていますが、災害による離職等の場合はさらに延長されるということになります。条例の改正箇所は第10条の第7項に新たに第2号を追加し、従来の2号3号をそれぞれ3号4号に繰り下げる改正を行います。

また、2の③では、平成34年3月31日までの5年間の暫定措置として、厚生労働大臣が指定する雇用機会が不足していると認められる地域に居住している特定退職者についても、職業指導を行われる場合は、同様に給付日数を延長する法改正が行われておりますので、条例でも附則の第36項で同様の暫定措置を追加する改正を行います。

次に2の②は、紹介された職業につく場合などに、転居に要する費用として支給される移転費についてでございます。従来は公共職業安定所から紹介される職業につく場合のみを対象としておりましたが、それに加えて、無料の職業紹介事業を行う特定地方公共団体と、有料または無料の職業紹介事業を行う職業紹介事業者から紹介された職業につく場合も、制度の対象とする法改正が行われたため、条例第10条の第8項第5号を改正するもの

でございます。施行日につきましては、給付日数の延長については公布日から施行し、適用は法の改正に合わせて、平成29年4月1日から。移転費についても、同じく法改正の施行に合わせて、平成30年1月1日からとしております。

条例改正の概要は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 直接この条例に関係はしないかと思うんですけども、いわゆる雇用保険法での、給付とのすき間みたいなのが、どうしても地方公務員法の場合あるのかなど。それで、県の再任用で勤務された場合に、その退職時の給料から大幅に下がる方がおいでる場合があるかと思うんですよね。ところが雇用保険法では、一定割合以上下がる場合には、それを一部補填するという定めがあるかと思うんですよ。ところが地方公務員の場合は雇用保険の適用がないですから、再任用がどんどんふえていく中で、そこを何とかするようなことも検討はしておく必要があるんじゃないかと思うんですけども。

◎梶部長 委員御指摘の問題の所在は、私も十分な認識がまだできてない状況でありますけれども、勉強はしなければならんと思います。その上でどのような対応するかというのは、公務員の世界、すなわち国家公務員とか他の地方公共団体の再任用のときの取り扱いも踏まえた検討が必要だと思いたしますが、勉強はさせていただきたいと思いたします。

◎坂本（茂）委員 再任用をされる場合に、退職時に管理職でおられて、再任用先が一定の管理職ポストへ行った場合にはそれなりの現給保障とまではいかんでしょうけども、その下がり幅が一定割合内におさまっているけれども、退職時に管理職等の範囲でおられた方が、普通の職員で再任用されるケースもあったりして、そのときには非常に下がり幅が大きいわけです。その辺が最近、事例として見受けられることが多くなっておりますので、この雇用保険法との関係でも検討されて、御研究をしていただけたらと思いたします。これは要請でよろしくお願いたします。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈財政課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎永淵財政課長 まず一般会計補正予算について御説明をいたします。資料ナンバー②、議案説明書の4ページをお開きください。

12繰入金でございますけれども、これは先ほど総務部長から説明をいたしました、6月補正予算の財源として必要となります一般財源につきまして、財政調整基金の取り崩しで対応するため繰入額として2億1,935万円の増額補正をお願いするものでございます。補正に関しては以上でございます。

次に、資料ナンバー③、条例その他議案の24ページでございます。報第1号平成28年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告でございます。26ページをお開きください。歳入

についてでございますが、3 地方譲与税や5 地方交付税などにつきまして、それぞれの額の確定に伴い補正をしたものでございます。例年3月に専決処分を行っているものでございます。3 地方譲与税につきましては、地方法人特別譲与税の配分額、こちらが見込みより減少したことから4億3,000万円余りの減。5 地方交付税につきましては、特別交付税が見込みより5億円余りの増。6 交通安全対策特別交付金、こちらが2,800万円余りの減となりまして、この三つの項目での計は4,300万円余りの増となりました。このため12の繰入金でございますが、財政調整基金の取り崩しを4,300万円余り取りやめたものでございまして、歳入合計の補正はプラスマイナスゼロとなっております。なお歳出の補正はございません。

以上で、財政課の説明を終わらせていただきます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈税務課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎川崎税務課長 税務課の条例その他議案につきまして、御説明申し上げます。議案につきましては、高知県税条例の一部を改正する条例、過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、そして半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例、高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例、専決処分報告の5件でございます。

青いインデックス総務部の中の、赤いインデックス税務課の1ページをお願いいたします。まず高知県税条例等の一部を改正する条例でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴いまして、県税条例に必要な改正を行おうとするものでございます。

今回の主な改正項目としましては、まず、(1)の不動産取得税でございます。家庭的保育と居宅訪問型保育、そして定員5人以下の事業所内保育の三つの保育事業に使用する家屋を取得した場合に、現在、不動産取得税の課税標準額から取得価額の2分の1を控除する特例措置が講じられておりますが、今回の税制改正によりまして、地域の実情を反映させることができますように、課税標準額から控除する割合につきまして、2分の1を基準として、3分の1から3分の2までの範囲内におきまして、その割合を各県において条例で定めることができるとされました。

県内で家庭的保育事業などを新規に整備する計画は、現時点では予定されていませんが、これらの保育事業による保育の受け皿の拡大は、子育ての選択肢をふやすために有効であり、税制面における支援の拡充が必要であります。そこで、この地域決定型の特例措置の

適用に当たりまして、現行の特例措置を拡充することとしまして、課税標準額から控除できる割合を上限である3分の2とする改正を行おうとするものでございます。

次に(2)の自動車取得税でございます。環境性能にすぐれた新車に対しまして、その性能に応じて自動車取得税を軽減するエコカー減税の適用期限が平成29年3月31日で満了しますが、地方税法の改正によりまして、2段階で基準を見直して2年間延長することとされます。その第1弾を平成29年4月1日から1年間、第2弾を平成30年4月1日から1年間それぞれ基準を見直しまして、適用期限を延長することになりました。また適用期限が平成29年3月31日で満了する、バスやトラックに対するエコカー減税と、中古自動車に対する特例控除につきましても、軽減率や適用基準を段階的に見直しまして、それぞれ適用期間を延長することとされます。これらの地方税法の改正に伴いまして県税条例を改正するものです。

このうち第1弾の平成29年4月1日施行分につきましては、この6月議会に条例議案を提出するとなりますと、4月1日から一定期間におきまして特例措置が適用できなくなるため、後ほど報告議案で御説明いたします専決処分を本年3月30日付で行っております。今回の条例議案につきましては、平成30年4月1日から1年間適用されます第2弾の基準の見直しに関する改正を行おうとするものです。

乗用車の場合の対象年と軽減率は表のとおりでございますが、燃費性能が年々改善され、税収への影響を抑えるため、軽減対象の見直しを行っております。今回の条例改正の内容は、表の1番右の平成30年度の欄に記載してあるものでございます。以上が県税条例の一部を改正する条例議案の内容でございます。

続きまして、過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例、高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例につきまして、あわせて御説明申し上げます。同じ資料の2ページをお願いいたします。

過疎地域における課税免除と、半島振興対策実施地域と、地方活力向上地域における不均一課税の措置につきましては、それぞれ国におきまして課税免除等の適用によりまして税収減が生じた場合に、地方交付税による減収補填の措置が講じられておりますので、その減収補填の対象となる場合につきまして、課税免除等の措置を適用しております。

まず(1)の過疎地域における課税免除についてでございます。過疎地域におきまして、事業税と不動産取得税の課税免除の対象となる事業を行うために、取得価額が2,700万円を超える設備の新設または増設を行った場合に、課税免除の対象としておりますが、この課税免除に対する国の減収補填措置の適用期限が、総務省令の改正によりまして、平成29年3月31日から平成31年3月31日まで2年間延長されました。そして、課税免除の対象となる事業としまして、コールセンターなどの情報通信技術利用事業を対象としていたしましたが、

適用された事例がないことから対象事業から除外されまして、地元産品を販売する物産館や直販所などの農林水産物等販売業が追加されました。

また、イにありますとおり、小売電気事業者に対する事業税額の算出基礎となる所得金額の計算方法の一部が変更されました。このため、今回の総務省令の改正内容に合わせて、対象となる事業を一部見直しまして、適用期間を平成31年3月31日まで、2年間延長するとともに、本年4月1日に遡及して適用しようとするものでございます。また事業税における小売電気事業者に対する所得金額の算定方法を、総務省令の改正内容に合わせて改正しようとするものでございます。

次に（2）の、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税でございます。半島振興対策実施地域におきまして、事業税と不動産取得税の不均一課税の対象となる事業を行うために、取得価額は資本金額に応じて一定の金額を超える設備の新設または増設を行った場合に、不均一課税の対象としておりますが、不均一課税の各課税に対する国の減収補填措置の適用期限が、総務省令の改正によりまして、過疎地域と同様に平成31年3月31日まで2年間延長されました。また過疎地域の課税免除と同様に、総務省令の改正によりまして、小売電気事業者に対する事業税額にかかる所得金額の算定方法が変更されました。この総務省令の改正内容に合わせて、半島振興対策実施地域における不均一課税を、平成31年3月31日まで2年間延長し、本年4月1日に遡及して適用しようとするものです。また、小売電気事業者に対する事業税の所得金額の算定方法を、総務省令の改正内容に合わせて改正しようとするものでございます。

次に（3）の、高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税でございます。地方活力向上地域におきまして、事業税と不動産取得税の不均一課税の対象となる事業を行うために、一定の金額を超える設備の新設または増設を行った場合を不均一課税の対象としておりますが、総務省令の改正によりまして、過疎地域と同様に小売電気事業者に対する事業税の所得金額の算定方法が変更されましたので、この総務省令の改正内容に合わせて条例を改正しようとするものです。

続きまして、県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきまして御説明申し上げます。同じ資料の3ページをお願いいたします。平成29年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されましたが、その改正内容の中には、平成29年3月31日で適用期限が満了する特例措置を、2年間延長するものなどが含まれておりましたが、これを6月議会に条例改正議案を提出するとなりますと、4月1日から一定期間特例措置の適用ができなくなりまして、納税者に影響が出る場合につきましては、例年同様に3月31日付けで専決処分を行わせていただいたものでございます。

主な改正項目につきまして、御説明を申し上げます。（1）の不動産取得税でございます。アの、バリアフリー構造などを有し、高齢者を支援する福祉サービスを提供するサービス

つき高齢者向け賃貸住宅を新築しまして、その敷地となる土地を取得した場合に、新築住宅に対する控除と、住宅用の土地の取得に対する減額措置の適用に当たりまして、控除対象となる賃貸住宅の床面積の要件を、40平米以上から30平米以上に緩和する特例措置の適用期限を、平成31年3月31日まで2年間延長するものでございます。

次にイの、新築から10年以上が経過をしました中古住宅を、宅地建物取引業者が取得をしまして、2年以内に一定の改修工事を行った上で個人に販売し、それを購入した個人がみずからの住宅として使用した場合に、宅建業者に課税される不動産取得税の課税標準の算定に当たりまして、その中古住宅が新築された時点で適用されておりました新築住宅に対する控除を、今回の中古住宅の取得に対して適用する特例措置の適用期限を、平成31年3月31日まで2年間延長するものでございます。

次に（2）の自動車取得税でございますが。アの、過疎地域などにおきまして、地域の公共交通の確保と維持のために、必要なバス路線として条例で定められましたバス路線を運行するバスの取得に対する非課税措置の適用期限を、平成31年3月31日まで2年間延長するものでございます。

次のイにつきましては、先ほど県税条例の一部を改正する条例議案で御説明しました、自動車取得税のエコカー減税が、平成29年3月31日で適用期限が満了するに当たりまして、2段階で基準を見直してそれぞれ1年間延長する際の第1弾となる平成29年度の施行分としまして、基準を見直した上で適用期間を平成30年3月31日までとするものでございます。対象となる乗用車と適用される軽減率は、中ほどの表のとおりでございます。また、バスやトラックに対するエコカー減税と、中古自動車の特例控除につきましても、軽減率と適用基準を見直しまして、適用期間を平成30年3月31日までとするものでございます。この地方税法の改正内容に伴いまして、高知県税条例を改正するものでございます。

ウにつきましては、ノンステップやリフトを装備いたしましたバスなどの、バリアフリー性能にすぐれた自動車や、車両安定制御装置や衝突被害軽減ブレーキを装備したトラックやバスなどの、先進安全自動車に対する課税標準の特例措置を、平成31年3月31日まで2年間延長するものでございます。

続きまして（3）の自動車税でございます。排出ガス性能と燃費性能にすぐれました、環境負荷の小さい自動車に対しまして、新規登録の翌年度に限り、その性能に応じて自動車税の税額をおおむね75%、または50%軽減する自動車税のグリーン化特例が、平成29年3月31日で適用期限が満了しますが、軽減の適用要件である燃費性能などが年々向上しておりますことから、軽減対象となる適用要件を一定見直した上で、適用期限を平成31年3月31日まで2年間延長するものでございます。また、新車新規登録からガソリン車で13年、ディーゼル車で11年を経過をいたしました自動車に対しまして、環境負荷が大きい自動車としまして、おおむね税額の15%を加算する特例措置につきましても、適用期限を平成31

年3月31日まで、2年間延長するものでございます。以上が、この3月31日に専決処分をさせていただきます、条例改正の内容でございます。

以上で、税務課の説明を終わらせていただきます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈情報政策課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、情報政策課の説明を求めます。

◎小野情報政策課長 資料ナンバー②、補正予算の議案説明書の6ページをお願いいたします。

補正額は、情報セキュリティクラウドの運用委託料と改修委託料を合わせまして、532万7,000円の増額をお願いするものでございます。情報セキュリティクラウドとは、一昨年6月の日本年金機構の情報漏えいや、マイナンバー制度の導入を背景として、国から示された新たな自治体セキュリティ対策の一つであり、国の補助金を活用して昨年度構築をし、今年4月から運用を開始しております。

具体的には、県及び県内全市町村等の庁内ネットワークを再構築した上で、県と市町村等が協力してインターネットの出入り口を集約し、その集約口を委託先のセキュリティ専門人材が常時監視することなどにより、情報セキュリティ対策の強化を図るものでございます。

今回増額をお願いしております、情報セキュリティクラウド改修及び運用委託料は、4月の運用開始に間に合わなかった一部事務組合、高知県・高知市病院企業団が本年10月以降、この情報セキュリティクラウドの利用を予定していることに伴い、当該団体の費用負担によりシステム改修等を行うものであり、改修に必要な期間を勘案し6月補正に計上させていただきます。1ページ前の5ページには、当該団体からの負担金を歳入予算として計上しております。

情報政策課の説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

〈人事課〉

◎坂本（孝）委員長 続いて、総務部から2件の報告を行いたい旨の申し出があっておりますので、これを受けることにします。

最初に、職員の懲戒処分について、人事課の説明を求めます。

◎西村人事課長 まずお手元の資料の総務委員会資料の報告事項、赤い人事課のラベルのところをお願いいたします。

部長から総括説明で申し上げましたとおり、5月10日付けで1名の職員を懲戒処分といたしましたので、懲戒処分の公表基準に沿って御報告をいたします。

処分を受けた職員は事案発生当時、中央東農業振興センター次長、堅田和凶、58歳でございます。なおこの者は、6月1日より農業振興部、農業政策課づけとしております。処分の事由でございますが、本年4月5日午後7時30分ごろから夕食を兼ねて、自宅で缶ビール500ミリリットル1本及びウイスキー250ミリリットルを水割り7、8杯飲んだ後に、午後11時30分ごろに就寝し、翌4月6日、木曜日でございますが、6時半に起床し、朝食をとり、身支度を整え、出勤のため中央東農業振興センターに向けて、自家用車で自宅を出発しております。

通勤途中、信号機のない香美市立鏡野中学校の南の三差路におきまして、一時停止をせずに交差点に侵入しましたところ、警戒中の南国署員に停止を命じられ、指定場所一時不停止等に関して事情聴取をされる中、同署員から酒のにおいがするとのことで飲酒検知を受けた結果、呼気1リットル中0.25ミリグラム以上のアルコール分が検出され、酒気帯び運転及び指定場所一時不停止等で検挙されたものでございます。

無免許、飲酒、速度違反と申します交通三悪は反社会性が強い違反行為でございます、このように重大な事故につながるおそれのある酒気帯び運転を行ったことは、職員全体の名誉と信頼を損なうばかりか、県民の県政への信頼を大きく裏切るものでございます。そしてその責任は極めて重大と考えております。

このことは職員の信用失墜行為を禁止しております、地方公務員法第33条の規定に違反するものでございますので、この職員を5月10日付けで停職1年の懲戒処分とさせていただいたところでございます。この職員は、管理職としてまことにお恥ずかしい限りであり、何を言っても言いわけになると、認識の甘さ、みずからに厳しくなかったことから、同僚に迷惑をかけた、また県の名誉を傷つけたことを大変申しわけなく思う、と話をしておりまして、深く反省をしておるところでございます。

平成9年11月以降、飲酒運転を行った職員の処分は原則免職としておりますが、いわゆる二日酔いの状況にあったもので、特に情状酌量の余地のあるものについては、相手が死亡の場合などを除き、停職とすることができるものと整理をしておるところでございます。

今回の事案でございますが、自宅で飲酒をした前日の夜は午後11時半に就寝しており、職員自身も深酒をしたという自覚はなく、また翌朝6時半に起床し、特に酒が残っているという感覚はなく、ふらつきもなかったということでございます。

このように飲み会等でなく自宅での晩酌の後、自宅でふだんどおり7時間程度の睡眠をとっており、十分な睡眠時間が確保されていることに加え、睡眠、起床、朝食など、ふだ

んどおりの一連の行動がとれていることから、この事案についてはいわゆる二日酔いの状態であったと判断したものでございます。

加えて、管理職としての職責や、飲酒検知の量に基づく行政処分、刑事処分の量刑については留意する必要があると思いますが、比較的軽微な交通法規違反であります。人身、物損等の事故を起こしていないこと、それから過去に処分や措置を受けていないこと、勤務状況は良好であること、そして本事案に対し深く反省をしていることなどを総合的に勘案し、停職処分とすることが適当であると判断したものでございます。

また、同日付けの総務部長通知では、飲酒運転に関してこれまでの通知に掲げる留意点や取り組み事例について改めて確認した上で、飲酒運転は絶対にしないということを改めて自覚すること。そして、アルコールが体から抜けるまでには相当の時間がかかることを認識し、いわゆる二日酔いの状態で運転することがないように注意をすることを明記し、飲酒運転の根絶につきまして、いま一度徹底をしたところでございます。引き続き県民の皆様への県政に対する信頼回復に努めてまいります。

私からの報告は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎加藤委員 飲酒運転は断じてあってはならないことですし、飲酒運転の根絶に向けてしっかり取り組んでいただきたいと思います。特に管理職の方ですので、なお徹底をしていただきたいと思います。飲酒運転はよくないこと、法にのっとってしっかりと対応していただくことは言うまでもなく大前提なんですけど、一般的な県民感情としては、今御説明を聞く限りでは、御本人からみればお酒が残っていた自覚もなかったし、ふだんどおりの生活、睡眠時間もとっていたということで、非常に反省をされていらっしゃるということですけども、心残りなところもあるんじゃないかなと、察するところでもあるんですよ。今回、他の自治体の事例も十分参考にされたと思いますけど、こういう類似の事例の対応はどんな状況ですか。

◎西村人事課長 基本的に、二日酔いということで懲戒免職になるということは余り例がないことでございます。いわゆる停職の処分になったり、その停職の期間が1年なのかどうなのかというのは、県によって多少あると思います。酒気帯び運転で、今回管理職ということでございますので、おおむね妥当な期間だろうと考えております。

◎加藤委員 1年というのは、長過ぎないということなんでしょうか。ほかの事例ではもっと短い事例もあるんでしょうか。

◎西村人事課長 当県の事例で1件、以前にこれは管理職ではございませんが、出先の課長相当職の者でございますけれども、酒気帯び運転ということで、この方、当初厳罰化ということで厳しい時代がございまして、これは懲戒免職になった事例はございますけれども、最終的に1年間の停職という形に覆って決定したものがございます。それと同等では

ないかと考えております。

◎加藤委員 極めて重大ということで、懲戒処分としていることに対しては、当然の処罰だとは思いますが、一方で、停職1年というのが本当に適切かどうかというのは、しっかり検討はいただいていると思うんですけど、本当に重いなという気もします。今後こういう事例が起こらないように徹底していただきたいと思ひますし、しっかり対応をしていただきたいと思ひます。

◎西村人事課長 繰り返しになりますけれども、いろいろと住民の方々の会合があつて飲む機会もござひます。夜遅くまで飲んだ場合には車を控えるとか、休暇をとるといふこともござひます。二日酔いといふのは、自分の感覚では大丈夫と思ひていても実際に検出される場合がござひます。そういった点については、職員に引き続き周知・徹底をしてまいりたいと思ひております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈市町村振興課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、大川村議会維持対策検討会議の設置について、市町村振興課の説明を求めます。

◎神田市町村振興課長 大川村議会維持対策検討会議の設置について御報告をいたします。総務委員会資料報告事項の赤いインデックス、市町村振興課のページをごらんください。資料1をご覧ください。

まず背景でござひますけれども、大川村では、これまでも村のまち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づきまして、土佐はちきん地鶏や大川黒牛の増産のほか、集落活動センターなどの施策を積極的に展開してまいりました。県としましても、これらの取り組みにつきまして、平成26年に大川村プロジェクトとして立ち上げ、職員の派遣や地域アクションプランへの位置づけをするなどしながら、ともに取り組みを進めてまいりました。その結果、20代など若い世代の移住者が見られるほか、5年ごとの人口減少率の改善幅は県内で1位となるなど、着実に取り組みの成果が上がつてきております。

しかしながら、そうした中でも大川村はそもそも総人口が少ない上に高齢化率も高く、また現在の村議会議員の方々の平均年齢が高いという状況にもござひまして、議員の担い手確保に課題が出てきている状況でござひます。

先月12日、大川村長は想定外を想定するため、村民総会について勉強を行うことを表明しつつも、人口減少の克服、議会の維持に向けた強い決意をお示しになったところでござひます。議員の担い手を確保していくためには、兼職兼業をしやすくする仕組みづくりなど、議会のあり方に関する課題の解決を図っていくほか、そもそもの根治対策といたしまして、地域活性化を進めて地域に若者が定着できるようにしていくことが重要と考えられます。

そうしたことから、県からの呼びかけによりまして、大川村と共同して大川村議会維持対策検討会議を設置いたしまして、村議会を維持するための課題解決策を検討するとともに、大川村プロジェクトを大胆に加速することにより、大川村がこれまで同様の住民自治を確保しつつ、若者が定着できる地域として中山間地域活性化のモデルケースとするため、議論を開始したところでございます。

検討会議のメンバーにつきましては、下段の左側でございますとおり、大川村は副村長以下5名、県は総務部長以下5名の計10名となっております。

検討内容は、下段の右側のとおり大きく2項目でございます。一つは①の大川村議会の維持に向けた課題の解決策についてでございます。例えば地方自治法等に規制がございます、議員の兼職兼業のあり方や、議会運営の先進的な取り組み事例についての研究を行うこととしており、議論を深めていく中で、必要に応じ国への政策提言も行うこととしております。

もう一つは、②の大川村プロジェクトの加速でございます。これについては、次のページ、資料2をごらんいただきたいと思います。大川村プロジェクトにつきましては平成26年6月に、村と県の実務者により構成する産業振興部会、生活支援部会、観光・交流部会の三つの部会を設置し取り組みを進めております。

産業振興部会では、土佐はちきん地鶏や大川黒牛といった、畜産業の振興による雇用の創出を図っており、これまで14名の雇用創出が図られました。また7月には食鳥処理・加工施設が竣工し、村内での生産から加工までの体制が整うこととなります。また、本年中に県版HACCPの認証を取得する計画を進めており、さらなる外商の拡大も期待されているところでございます。

生活支援部会につきましては、集落活動センターの活動のさらなる充実に向けた取り組みや、生活交通や生活物資等の確保の仕組みづくりを進めることで、生活環境を充実させる取り組みを進めております。

また、観光・交流部会では、山岳やダム湖等の地域資源を活用した観光交流施策を推進することで観光振興を図るとともに、交流人口を拡大する取り組みを進めております。ことし3月には、白滝の里観光交流基本構想が策定されましたので、今後はこの構想に基づき取り組みを推進してまいります。

こうしたさまざまな大川村プロジェクトに関する取り組みにつきまして、本検討会議において、新たな取り組みに関する議論を行うなどしながら、加速化を図ってまいりたいと考えております。

現在の議論の状況といたしましては、次のページからとなります。先月22日に、第1回の検討会議が開催されたところですが、その際に検討課題の一つ目の議会維持に向けた課題の解決策につきまして、村から示されたのがこの資料3でございます。議会維持に向け

た課題として四つ挙げられておりまして、(1)が村政への村民の関心、(2)が兼職兼業制限、(3)が議員報酬、(4)が議会運営のあり方となっております。

検討会議の中で議会維持に向けた課題について、村民の意向も聞くべきであるという意見が出されましたことから、7月下旬に開催をされます次回会議に向けまして、村では村民向けのアンケートの実施と取りまとめを行うこととしておりまして、一方県では、他団体の先進的な事例など調査収集をいたしまして、それぞれ結果を次回会議で報告し、さらに議論を深めていくこととしております。

このうち、村が実施するアンケートにつきましては、村政への関心、議会への関心、議員に推薦したい方の有無、推薦する場合の条件、自分が議員に立候補するかどうかの意向、その条件などを問うものとなっております。

検討課題の二つ目、大川村プロジェクトの加速につきましては、次の資料4、資料5をごらんいただければと思います。まず村から、大川村プロジェクトのこれまでの取り組みと実績等につきまして、資料4のとおり説明がございました。この資料は先ほどの説明と内容が重複いたしますので、詳細の説明は割愛させていただきます。

これに対しまして県からは、大川村を取り巻く周辺状況や新たな動きにつきまして、次の資料5に基づいて説明を行いました。嶺北地域では、さめうら湖を生かしたカヌーによる地域振興や、地域が一体となった広域観光の展開、畜産クラスターの推進といった新たな取り組みが出てきつつあり、県も第3期産業振興計画を通じてこうした取り組みを強力に後押しすることで、大川村の産業振興や移住定住をさらに進め、若者が定着する地域となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次回以降の会議におきましては、この大川村プロジェクトの加速については、毎回一つ一つのテーマを決め、それぞれを深掘りしていくこととし、次回は土佐はちきん地鶏をテーマとして議論をすることとなっております。

今後は、1カ月から2カ月に1回程度、会議を開催しながら議論を深めていき、年内には一定の取りまとめを行いたいと考えております。その中で、制度改正を要するなどの必要が生じれば、国に政策提言を行うこととしております。本会議で知事からお答えしたとおり、県としましては村議会を維持するという強い思いを持って、大川村とともに対応してまいりたいと考えております。

以上で、市町村振興課からの報告を終わります。よろしくお願いいたします。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎野町委員 一般質問で取り上げられた問題ですので、県として、こういう動きをされているというのは理解をしております。私は東部なんですけど、平成の大合併で、東部のほうは1市町村も合併せずに終わったわけです。大川村も含めて、合併せずに小さな自治体を維持しているわけです。今後さらに人口減少が全体的に進んでいく中で、小規模自治体ほ

どさらに厳しくなるというのは容易に想像がつくわけです。大川村でこの会議をつくって、県も協力的にやっていくということですが、他の小規模自治体も含めて将来的なことを考えるときに、合併という選択肢は先ほどの説明の中には全くなかったわけですが、一つの選択肢に入ってもいいのかなと思うんですが、そこら辺はどのような状況でしょうか。

◎**神田市町村振興課長** 合併は何年か前に推進をされて、大川村を含む嶺北地域、それから県の東部の地域でも一定検討がされたと承知をしております。その地域で検討した中で、東部地域もそうですけれども、各市町村が独立の市町村として存続をするという決断をされたということだと思っております。そういう状況ですので、今県として何を行うべきかという観点で申し上げれば、やはり各市町村が今、自立を何とかしていこうと努力されているのを後押しをしていくということが基本でございます。今後、地域の中でまた合併をしようということが出てくれば、当然それに対して県としても相談に乗らせていただくことがあろうかと思っております。現時点では、それぞれの市町村がまさに議会の維持に向けて取り組んでおられる、そこは大川村に限らないことだと思っておりますけれども、そういった個別の取り組みをできれば支援をしていきたいと考えております。大川村は県内で最も人口が少ない市町村ですので、先ほども説明の中で申し上げたとおり、県が一つのモデルケースになればということで、支援をさせていただいておるものでございます。その他の地域におきましても、こうした大川村における検討から得られた知見なども活用しながら、さまざま助言なり、情報提供なりさせていただきたいと考えております。

◎**野町委員** 行政の合併というのは非常に難しい話でしょうし、ある意味国の後押しがなければ、はいそうですかと、合併する側も、あるいはその一緒になるほかの自治体も、なかなか難しい判断を迫られるということはあるんだろうと思っております。今地方創生ということで、ある意味国がどんどん押し付けていただいているところがあるので、先ほどおっしゃられるような、あるいは我々がいつもやっているような支援をしていくというのも非常に大事なことです。大川村が全国的にも注目をされるのはなぜかという、やっぱり、実は他人ごとじゃないと思っている自治体がたくさんあるということなんだろうと思っております。そこに県がかかわるということ言えば、一つの選択としては、議論の状況も踏まえて、そういったこともテーマにあってもしかるべきじゃないかなというのが、私の意見であります。幅広い議論ができるように、御支援をよろしくお願いしたいと思います。

◎**西森委員** スケジュール的には、最後はどんな形になるんでしょうか。

◎**神田市町村振興課長** 今後ですけれども、大体1カ月に1回か2カ月に1回程度の頻度で会議を開催しまして、来年度の村としてのさまざまな事業であるとか、また村議会の任期が2年後の4月に迫っておりますので、次の議会の議員の担い手を見つけるという観点からは、一定やはり年内あたりをめどに、検討会議としては方向性について取りまとめることが重要かなと考えております。そこまでに何がしかの結論が得られるように検討を進

めてまいりたいと考えております。

◎西森委員 大川村プロジェクトということで、いろいろと書かれておりまして、ただこういうプロジェクトをやると、結構そのプロジェクトに対していろいろやっついていかないといけないということで、余計忙しくなって、議員をやる人が余計いなくなる感じも受けたりするんです。村の活性化というのは当然やっついていかないといけないんですけど、この村議会の維持とプロジェクトというのは、長い目で見ていく部分なのかなと思っています。

あと本会議でも話をさせていただきましたけれども、法律ですよ。今定数が6名なんですよ。これを、5名にしたらいんじゃないかという思いがあったりもするわけですけど、ただこれ6名と5名というのは随分違うんですよ。法律で、欠員ができた場合であるとかは5名になっていると、なかなかしんどい状況もあったりしますのでね。また5名から4名になると一段と、例えば議会の招集の請求権であるとかが発生するという状況が出てきます。そう考えると、なかなか定数を減らすということは難しいのかなと。減らすとなると、本会議でも言わせていただきましたけれども、国の法律の改正とか、そしたら政策提案を県としてやるのかどうか、というところにもなってこようかと思うんですね。全国でも少ない議会で、5名というのは沖縄だったと思いますけども一つだけあるんですね。あとは10名か、11名だったと思うんですけども。もう6名で何とか頑張ってるという状況なんですけど、法律と定数との関係はどう捉えているのか。

◎梶部長 定数は、基本的に法律で条例に委任されてますので、委員御指摘があったような、定数そのものというよりは、ほかに波及するさまざまな問題をどう考えるかということだと思います。現在、議員定数をどうするかというのを、この検討会議の主要議題にはしていません。どちらかといえば、それはもう村議会で議論をすべきことかもしれません。今回アンケートをしています、そこで議員の定数を減らすべきだという、村民の皆様の御意見があれば、検討会議のテーマだと思いますけれども。県から積極的に定数をどうしたらどうですかと言うのは、地方自治の枠組みからすると、ちょっと言い過ぎかなということがありますので現時点では主な論点にしていません。今後出てくれば、委員御指摘の制度的なところ、条例で決められるんですけども、ほかにいろんな問題があるから、そこを含めて考えていくという必要はあろうかと思っています。

◎西森委員 恐らく出てこないかなという思いも。私も5月に村長にお会いして、いろいろとどうですかとお話を聞きました。村長としては、議会は当然残さんといかんし定数を減らすというところは今のところは考えてないというお話も伺いました。やっぱり6名はいないといけないと思います。先ほど言ったような波及してくる部分があるからですか、ということも聞きもしたんですけども、いやそういう部分ではなしに、村としては今までこうやっている中で、やっぱり6名は必要じゃないかということも言われてました。しっかりと県としてもサポートをしながら、本会議でも言わせてもらいましたけども、村の思

いとしては何としても議会は残さないといけないという思いですので、知事を初め、県の執行部の皆さんもそういう思いでおるといことですので、しっかりと支援を、さまざまな形でしていただければと思います。

◎坂本（茂）委員 この検討会議のメンバーの中には議員はおらんわけですよ。ここで議論されようことは、村議会の維持に向けた議論。議会は議会で別途議論をして、この検討会が出した方向性と、がっちゃんこさせる議論をするのかどうか。その辺、議会がここの中では主体的にどんな役割を果たしようのか、これでは見えんのですけど。把握している部分があったら教えていただきたい。

◎神田市町村振興課長 村議会におきましても、大川村の議会維持も含めて、議長が議運に諮問をして検討を行っている。既に2回ぐらい開催をされていると聞いております。議会においても、議会維持のあり方も含めて検討が進んでいると承知をしております。それと、今回の検討会議とは一応別の取り組みということになりますけれども、村として、またその執行部側としての取り組みとして、まさに根治対策としての地域活性化といったことについて中心に議論をしていくことを考えております。今住民アンケートもしておりますけれども、当然今後の議論の中で、議会の方からの御意見を聞く必要があるとなってくれば、またかかわりが出てくるかもしれませんけれども、現時点では、別々に動いている状況でございます。

◎坂本（茂）委員 この検討会議が、例えば大川村プロジェクトの加速などについて議論することは、それは村の活性化を含めて、より行政としてどういうことが支援できるのかということであるんですけど。村議会の維持に向けたその課題の解決策へ、議会でも議論しゆうのであれば、その方向性をどこで一致させていくのかという仕組みが必要ないのかなと思うんですけど、その辺は。

◎梶部長 この検討会議は県と村の執行部で議論することになりますけれども、当然この検討会議の結論、あるいは中間的なところがもしかしたらあるかもしれませんけれども、村の執行部が村の議会と議論することになります。仕組みとしては設けておりませんが、県と村の執行部で検討した結果を村議会の議員にお示しをし、議論をしていただくことを想定しております。現在は執行部主導でやっておりますけれども、当然それは村議会議員の皆様と認識が一致しなければ実現できないということになろうかと思えます。

◎坂本（茂）委員 村民アンケートで聞く意見は、それをベースにしたがらの検討にもなるでしょうし、議会側もそれをベースにしての検討もされるでしょう。じゃあ、できた方向性について、またもう一度村民の意見を聞くというはあるんでしょうか。

◎梶部長 もう一度、いつ聞くかというのはまだ未定です。今回のアンケートは、議会ではなくて村の執行部が実施をしております。それをベースに県、村の執行部の検討会議で議論させていただき、またそれを村議会議員の方にも御議論いただくことはあろうかと思

います。また、住民の皆さんに御意見を伺う必要があるということがあれば、今回のアンケートの補足になるか、あるいは今回のアンケートを踏まえた対応案になるかわかりませんが、必要があれば当然、住民の皆さんの御意見をお聞きすることは必要だと思います。

◎吉良委員 私もその議会との関係をすごく心配してたんです。特にこの課題の1に、誰かに任せとけば誰かがしてくれるというようなことがあるんですけども。やっぱり当該の村議会の主体性を助長していくようなものにならないと、かえってどこかやってくれるわと、県がやるがやったら、もうええやんかみたいなことになっていくんじゃないかと思います。ですからぜひ、根本的には県は、どうやって大川村の住民の方々の参加自治意識を、強く太くしていくのかという観点と、団体維持としてどう強く大きくしていくのか。これは村長を含めて考えていることだと思うんですけども、これについても、きっちりと視点を置いた取り組みがないと、かえって弊害になったり、分断を生むようなことになるんじゃないかと思います。ぜひその二つの観点で取り組んでいただきたいと思うんですけども、それは部長いかがですか。

◎梶部長 御指摘のとおりだと思います。私どもが参画をさせていただいているのは、同じような問題が県内の中山間地域の市町村で生じ得る問題でもあります。これまで大川村プロジェクトは一緒に取り組みをさせていただいたところ、村長は議会維持が目的だということを表明されたので、ここは私どもとしても一緒にやらせていただきたいというのがあります。今までの大川村プロジェクトを進めてきた経緯、それから県内の他の市町村でも同じような問題があるかもしれないという思いをきっかけに、ともに取り組ませていただいております。例えば、先ほど申し上げた定数の問題とか、議会のあり方そのものは、議員の皆様が考えなければならないし、それは村民の皆様の御意見を反映しなければならないだろうと思います。という意味で、村民アンケートも提案させていただき、今回実施することになります。村議会の議員との意見交換も、これは村が実施することになりますけれども、この検討会議の取りまとめと並行して、タイミングはまだ決まってませんが、適宜実施をしていく必要があると考えております。

◎吉良委員 今後の地方自治体のあり方にとっても非常に大事な課題だと思うんですね。そういう意味では、県は集落活動センターなんかも含めて、いかにこう皆さんの地域の力を結集して、自治意識で地域を住みよいものにしていくのか、そこで生きていくようにするのかという観点がずっとあるわけです。そういう観点で、こういうことにも臨んでいるわけですので、非常に私は適切な態度じゃないかなと思います。地方自治体を含めてこれをしっかりと守っていく、また大きくしていく立場で、国に対しても物申していくということをお願いしたいと思います。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で総務部を終わります。

ここで一旦休憩とします。再開は午後1時とします。

(昼食のため休憩 11時57分～13時0分)

《教育委員会》

◎坂本（孝）委員長 それでは教育委員会について行います。

議案について、教育長の総括説明を求めます。なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎田村教育長 まず、議案の説明に先立ちまして、教職員の不祥事について御報告をさせていただきます。1件目は、公立学校事務職員が無免許運転、無保険車両運転、及び上司への虚偽報告を行った事案でございます。当該事務職員に対しましては、5月18日付けで停職6月の懲戒処分といたしました。

2件目は、県立学校教諭がコンビニエンスストアの店内で、女子生徒に対し盗撮を行った事案でございます。当該元教諭に対しましては5月18日付けで、免職の懲戒処分を行いました。

これらにつきましては、教育公務員としての自覚以前に、社会人としての規範意識や遵法精神が欠如したものであり、学校及び教職員に対する信頼を著しく損なう事案でございます。服務規律の徹底を図り、県立学校や市町村教育委員会、公聴会に対し、教育公務員としての法令遵守の取り組みの徹底を要請するなど、増加する不祥事の根絶に向けて取り組んでおります中、このような不祥事が発生したことを厳しく受けとめております。県民の皆様のご信頼を大きく裏切ることになりましたことを、深くおわび申し上げます。本当に申しわけございません。

今後は全ての職員がみずからの課題と受けとめ、教育公務員としての職責を改めて自覚し、高い倫理感を確立するとともに、子供たちのために一丸となって職務に取り組むことで、県民の皆様のご信頼回復に努めてまいります。なお詳細につきましては後ほど、小中学校課長及び特別支援教育課長から説明をさせていただきます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。6月議会に提出しております教育委員会関係の議案は、平成29年度一般会計補正予算議案ほか条例議案1件、その他議案1件の合計3件でございます。

まず資料ナンバー②、議案説明書補正予算の37ページ、教育委員会補正予算総括表をごらんください。

教育委員会所管の補正予算は、教職員・福利課の696万3,000円の増額補正でございます。国のモデル事業を活用して実施する、学校現場の業務改善を推進するための取り組みの研究等に要する経費について、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、条例その他議案でございます。資料ナンバー④、条例その他議案の説明書の5ページをお願いいたします。

上段の高知県産業人材定着支援基金条例等の一部を改正する条例議案でございます。この条例は、独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正により、新たに給付型奨学金制度として学資支給金が創設されるとともに、旧来の貸与型の学資金が学資貸与金とされたことを考慮し、関係条例について必要な改正をしようとするものでございます。

次に、6ページをお願いします。上段の高吾地域拠点校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案でございます。これは須崎総合高等学校の平成31年4月開校に向けて、現在の須崎工業高等学校の敷地に新たな校舎を建築するための請負契約を締結することについて、議決をお願いするものでございます。各議案の詳細については、後ほど担当課のほうから御説明をさせていただきます。

次に報告事項でございます。冒頭に御説明いたしました、教職員の不祥事のほかに3件ございます。まず、高知市中学校給食センター（仮称）から県立高知国際中学校への給食配送についてでございます。平成30年4月に開校する県立高知国際中学校に、高知市が整備を進めている高知市中学教校給食センターから給食を配送することについて、高知市との間で協議を行うこととしております。現在の状況につきまして、高等学校課から説明をさせていただきます。

次に、オーテピア高知図書館の開館に向けた検討状況と、その次の高知みらい科学館の検討状況でございます。新図書館等複合施設オーテピアにつきましては、平成30年夏ごろの開館に向け施設の整備を進めているところでございますが、オーテピア高知図書館における組織運営体制や県と高知市との共通する業務の整理、ランニングコストの県市の負担割合など、運営面における検討状況につきまして、新図書館整備課から説明をさせていただきます。あわせて、高知みらい科学館における主な業務内容などの検討状況について、生涯学習課から説明をさせていただきます。

最後に、本年度の主な審議会等につきまして、開催状況を御説明させていただきます。審議会等と赤いインデックスがつきました資料をごらんください。高知県教科用図書選定審議会を4月と6月に、高知県いじめ問題対策連絡協議会を6月に、高知県いじめ問題調査委員会を4月、5月、6月に、それぞれ開催をいたしました。各審議会の審議項目等につきましては、資料のとおりでございます。今後も審議の経過や結果につきましては、適宜委員の皆様へ御報告をさせていただきます。

私からの総括説明は以上でございます。

〈教職員・福利課〉

◎坂本（孝）委員長 それでは最初に、教職員・福利課の説明を求めます。

◎坂田教職員・福利課長 第1号議案平成29年度一般会計補正予算につきまして、説明を

させていただきます。資料ナンバー②、議案説明書39ページをお願いいたします。

上から三つ目の3、教職員・福利費をごらんください。今回の補正予算の内容としましては、学校現場の業務改善を推進するための研究等に要する経費としまして、696万3,000円を計上しております。内訳は、教員業務改善研究委託料556万8,000円。事務費139万5,000円となっております。財源といたしましては、ページの中ほどの補正額の財源内訳にございますように、全額国庫支出金を充当することとしております。

事業内容につきましては、別にお配りしております議案説明資料に沿って説明をさせていただきます。お手元の青いインデックスの教育委員会とある資料の、赤いインデックスの教職員・福利課のページをお願いいたします。

まず、文部科学省研究事業の概要ですが。この事業は、学校現場における業務改善が一層推進されるよう、業務改善に集中的に取り組む自治体をモデル地域に指定して実践研究を行うものでございます。そして、その過程で蓄積される時間外勤務の削減などのエビデンス等の成果を全国に発信することを目的としまして、実践研究事業を委託するものとなります。平成29年度は4月28日に、本県を含む全国で26団体が採択をされております。

次に、その下にあります教育委員会の取り組みについて説明をいたします。今年度から、教育大綱や第2期高知県教育振興基本計画の中で、教員の多忙化解消による子供に向き合うための時間の確保に向けた取り組みとしまして、高知市、南国市、土佐市、四万十市の四つの教育委員会と連携をしまして、モデル中学校4校を指定して、業務改善に向けた1から4の取り組みを推進しているところでございます。

1点目としましては、勤務記録簿等の活用による勤務実態の把握と、時間管理の徹底を図ること。

2点目としましては、教員と学校事務職員の業務における、効率的な役割分担のあり方について研究をし、学校運営における事務システムの改善を図ること。

3点目としまして、学校の決まりとしての部活動の休養日や適切な練習時間の設定、外部指導者の積極的な活用をすること。

4点目としまして、教職員の意識改革と学校マネジメントの強化のため、管理職を対象とした研修を行うこととしております。

今回、国の研究事業の採択を受けたことから、右上に事務費とありますが、業務改善に取り組む先進地の視察や、学校長を対象としたマネジメント研修を実施することとしております。委託事業で得られた成果とあわせて、県内の他の学校にも業務改善に向けた取り組みを普及していきたいと考えております。

次に、高知市教育委員会の取り組みについて説明をします。県教育委員会としましては、今回国の事業を活用し、直接研究事項に取り組む高知市教育委員会と連携をしまして、モデル校へのアドバイス等を行うこととしております。多忙化解消に向けて、業務の改善の

取り組みを順次広げていきたいと考えておりまして、可能なものは前倒しをしていくというところでございます。初年度はモデル校としまして、大津中、潮江中、三里中の三つの中学校を指定しております。2年目はモデル校の3中学校区の小学校、3年目は高知市の全学校で実践を共有していきたいと考えております。

②事業推進体制の構築ですが。具体的な内容につきましては、その右下にありますモデル校の取り組みと重なりますので、そちらのほうであわせて説明をしたいと思っております。研究事業の進め方としましては、各モデル校には管理職や養護教諭、学校事務職員も参加をいたしました業務改善プロジェクト検討委員会を設置しまして、校内で1から4の内容で研究事業を実施することとしております。

まず1点目は、モデル校において業務記録簿等を活用しまして勤務実態の把握を行い、時間管理を行っていききたいと考えております。あわせて今年度、教員にアンケート調査を実施しまして、総勤務時間や事務・部活動時間等の変化、創出した時間による教育面での効果を検証することとしております。

2点目としましては、学校事務の機能強化及び教員の事務負担軽減のための研究です。モデル校3校に業務アシスタントとして校務支援員を配置しまして、教員の専門性を必要としない事務作業を受け持ってもらい、その効果を検証することで効率的な業務のあり方を研究することとしております。またモデル校は共同学校事務室と連携をしまして、学校徴収金の改善策の検討や校務支援システムの導入に向けた研究、教頭教員と学校事務職員との役割分担の見直しなど、個別にテーマを決めて研究することとしております。

3点目は、部活動に関しまして休養日の確実な実施や、外部指導者等の活用に伴う効果を検証することとしております。

4点目としまして、長時間勤務の是正に向けた取り組みとしましては、先ほど説明しましたアンケート調査の結果を踏まえた業務削減や役割分担の見直し、さらには働き方見直しの観点から、例えば定時退校日等の実施ができないか、そういったことを検討していくこととしております。

次に、共同学校事務室の取り組みを説明いたします。共同学校事務室は1から3のとおり、モデル校と連携した校務支援システム導入の研究や、広報に係る各種様式及び処理方法の改善、効果的な業務改善に関する実践事例の情報収集と発信など、学校事務機能の強化ができないかといった観点から、この研究事業に参加をすることとなっております。

最後になりますが、この資料の右端にありますとおり、教員の多忙化を解消し、子供たちと向き合う時間を確保するために、県教委、市教委、モデル校が連携してこの研究事業を進めてまいります。

教職員・福利課の説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 取り組みとしては、多忙化の解消に向けてぜひ進めていただきたい課題ではあるんです。今説明されたペーパーの中で、モデル校を1年目やって、2年目はその中学校区の小学校に拡大すると。ただ小学校には部活動はないわけで、この中学校で実践したことがどれだけ小学校に反映できるか、課題によって違うと思うんですよね。そのあたりどう小学校に拡大していこうとされているのか。ということと、3年目に高知市の全学校で取り組むということになれば、例えば校務支援員の配置といった部分も含めて、財政的にどういう負担が出てくるのか、それに対する措置はどのように考えておられるのか。その辺について教えてください。

◎坂田教職員・福利課長 多忙化の解消ということでは、多忙な状況は中学校であっても小学校であっても同じだと考えております。そういった意味で小学校でも、本来教員が担うべき業務に専念できるような業務改善ということで、例えば学校事務徴収金とか、対外的なことでの渉外事務について、本来これは教員が担わなくてもほかの職員、ほかの方でもできるような業務がございます。そういったことを、この事業を中学校でやる中で研究していきたいと思っています。あるいは勤務時間管理で申しますと、今は業務記録票を使ってやることでお願いしておりますけれども、業務改善を進めるということであるならば、勤務時間についても基本的に管理をしていくことが前提になると思いますので、そういったことをあわせてやっていきたいと思っています。

それと校務アシスタントについて、財源的な御質問があったわけでございます。これにつきましては、基本的には地方交付税のそれぞれ自治体ごとの基準財政需要額、その中に費用として盛り込まれております。その中で高知県ではまだ配置できるところは少ないと考えておりますけれども、他県では校務アシスタント、業務アシスタントを配置しておる県もあるとお聞きをしております。

◎坂本（茂）委員 既に交付税の基準財政需要額の中に含まれているということなんですか。

◎坂田教職員・福利課長 含まれております。

◎坂本（茂）委員 そしたら、それが含まれていながら配置してないということは、ほかに使っているということですか。

◎坂田教職員・福利課長 そういうことになると思います。

◎坂本（茂）委員 ほかに使っていて、財政的にそれでもしんどい状況があると思うんですけど、その中でまた配置しなさいといっても、そのために充てる財源は市町村でどう手当てできるでしょうね。

◎坂田教職員・福利課長 今回の研究事業の中で26団体が採択されておりますけれども、大体11団体ぐらいがこの校務アシスタントを配置してやっていくとお聞きしています。その中で、どういった業務の多忙化解消に向けた成果が得られるかということ、文科省もき

ちっと精査をされるとお聞きしています。その中の一つは、国の中での予算を、どう確保していくかではないかと思っております。高知県としてはその研究事業を受けて、高知市をモデル地域としてやっていくわけでございますので、その中での削減効果をしっかり見きわめていきたい、事業の成果としていきたいと思っております。

◎**田村教育長** 校務支援員については、御存じのとおり交付税の話でございますので、それが全て必ず措置される形には当然なっていないわけでございます。そこは全体の交付税の使い方の中で、高知市であれば高知市の中で判断をされていくことになると思います。ただ我々としては今年度の調査を受けて、国に対して、もっとこういった予算措置をするべきでないかという話はしていきたいと思っております。それから高知市を含めた各市町村において、こういう使い方をするとこういうメリットがあるということをお示しする中で、設置をする判断につながるようになっていければいいのかなと思っております。先ほど課長が、全てに拡充していくと言ったのは、そういう成果を見ていただいて、そこで最終的には判断していただくという趣旨だと思っております。

◎**坂本（茂）委員** 成果は成果としてお互い共有しながら、その共有する中でも、場合によってはこの学校については支援員を配置しないだとか、そういうこともそれぞれの市町村教委の判断としてあり得るということなんですかね。

◎**坂田教職員・福利課長** 配置につきましては、それぞれ市町村教育委員会の判断ということになるかと思います。

◎**坂本（茂）委員** 例えば、財政的な面でそういう判断をせざるを得んということじゃなくて、本当にその効果をどうやって実践するかということを最重要に判断できるように、県としても支援していくという考え方でよろしいですか。

◎**坂田教職員・福利課長** 県としての支援ということであれば、まず研究事業の中でこういった効果があるかということ、きちっと整理していくことだと思っております。

◎**坂本（茂）委員** 教育長、考え方を。

◎**田村教育長** 最終的には、先ほど申しましたように市町村の判断になるんですけども、国に対して、こういったことについての手厚い対応は求めていきたいと。直接県がこういった形で支援できるかというのは、また別の問題と思っておりますけれども、こういったことによる効果をきっちり示すということと、国に対する働きかけという形で、市町村についてはバックアップしていくということで考えております。

◎**西森委員** 今回、学校現場における業務改善の加速化事業として、国、県としては、国から市に委託されたものに対して、事務費を若干プラスしているという話だと思います。モデル校として高知市の3校を指定して取り組んでいくということなんですけれども、予算を見ると550万円余りですので、それぞれ1人ずつ配置をするとなると、大体1人当たり180万円ぐらいになるのかなと。その180万円で委託をしていくということですけど、どうい

う人に委託をするのか。また、その人がどういった業務をするのか。そのあたりを詳しく教えていただければと思います。

◎坂田教職員・福利課長 予算としましては、年度途中からの配置になりますので、8月から9月からスタートしまして、3月までを考えております。大体総額で420万円程度ということになります。業務の中身としましては、他県でも既に聞いておりますけども、教材づくりの補助であるとか各種資料の印刷や配布、あるいは児童生徒、保護者からの提出物の整理といった、どちらかというところだと簡単で軽微な事務になると思います。採用に当たっては、学校で心当たりの方がいれば、そういった方が1番いいかと思うんですけども、ハローワークを通じて募集するといったことも含めて考えております。

◎西森委員 そうすると、この550万円余りの中の420万円が、そういう3人の人件費だと。そうすると残り130数万円というのが、この②の事業推進体制の構築で使っていく部分になるんですか。

◎坂田教職員・福利課長 モデル校の取り組みのところで、業務改善プロジェクト検討委員会を立ち上げることになっています。今回そのメンバーとしまして、校長であるとか養護教諭、学校事務職員も参加しますけれども、高知市からお聞きしている話としましては、高知大学の、例えば大学の教授とか准教授の方に、業務改善アドバイザー的な観点で学校についてそれぞれアドバイスを受けるといったことを考えておると、まだ詰めきった状態ではございませんけれども。その経費であるとか、あるいは今回、教頭先生の多忙化解消ということを少し見据えて、既に役割分担ということで、必ずしも教頭先生が担う必要がない業務をほかの教諭の方であったりとか、事務職員の方をお願いしたりといったことに取り組んでいる地域もあるとお聞きしていますので、そういった先進地を高知市が訪問する予定があると、そんな事業計画でございます。

◎西森委員 そうすると、そのモデル校に配置をする人とは別の人、大学の先生だとかそういう方々が、勤務実態の分析だとか把握はするということ。そうすると、雇う人との関連というのはどうなってくるんでしょうね。別にそういうスタッフを雇わなくても、学校の多忙化の分析というのはできていくと思うんですけども、そのあたりはどういうお考えなんですか。

◎坂田教職員・福利課長 細かな分析の前に、勤務時間に関する集計であるとか、あるいはどういった業務内容にどれだけの時間がかかっているかといったアンケートもやってみたいと思っています。それにつきましては、高知市教育委員会で集計作業を行うと聞いております。先ほど申しました高知大学のアドバイザーというのは、業務改善プロジェクト検討委員会は基本的に中の職員だけありますので、そういった方だけではなくて、違う視点からいろいろアドバイスをもらいたいということで今回お願いをします。その方に対しては、例えばその集計した勤務時間というか、業務の中身についてアドバイスをいただ

くことも可能かとは思いますが。

◎西森委員 モデル校での3名の方、具体的にはどんな仕事をされるんですか。

◎坂田教職員・福利課長 これにつきましては、教員の方が本来担う必要がないといひますか、担わなくても構わない仕事ということで、教材づくりの補助であるとか、いろんな印刷物を学校の中では準備をする必要がありますけども、そういったものも手分けしてやっけていただくとか。できるだけ教員が、本来の教科指導や学級経営などに専念するためのサポートをやっていただくイメージでございます。職員室に1名配置して、いろんな先生からサポートを頼まれて動いていくイメージを持っております。

◎西森委員 そういったサポートをする人の予算化されている部分と、この実態把握がなんかちょっとごっちゃになっててわかりにくい部分があると思ったんです。サポート体制を整えながら、その中で実際に勤務実態に対する影響がどうなっていくのかを把握したり、研究分析したりしていく考えということですか。

◎坂田教職員・福利課長 具体的に今考えておりますのは、アンケートを例えば事業開始直後と、一定年度末の終わりで2回とって見て、どういった時間の変化があるのか、多忙化、多忙感に対する意識の変化があるのかを分析してみたいと思っております。

◎西森委員 サポートする人は、何か資格みたいなものは必要なんでしょうか。

◎坂田教職員・福利課長 特に資格は必要ないと思っております。

◎西森委員 そうすると、パートとかアルバイトみたいな感覚でいいんですか。

◎坂田教職員・福利課長 他県によってはこのモデル事業の中で、フルタイムということではなくて、例えば2時間から6時間の短時間で、必要な時間帯でということで検討しているところもあるとお聞きしています。それぞれ学校の、基本的には申し上げたような仕事だと思うんですけど、それにプラス学校でフォローしてもらいたい業務があればつけ加わってくると思ひます。

◎西森委員 そうすると、さっき言った徴収金などを徴収する業務までもやっけていくという話になるんですか。

◎坂田教職員・福利課長 今例示で申し上げましたことを全てということになると、1人の方では難しいと思ひますので、一応勤務時間としましては8時半から5時15分ということは基本になってくると思ひます。その中でできるだけ効率的にといいますか、業務につきましてももう少し時間ありますので、精査して具体的に進めていきたいと思ひます。なかなか今申し上げたことを、全部ということでは難しいと思ひます。

◎吉良委員 先ほど坂本委員に対しては、もう既に基準財政需要額で、人件費は各地教委に配賦されているんだと。私それを聞いたときに、新たな人件費は要らないんだと思ひたんです。先ほど、今度は、人件費が420万円あると言っているんですけど。そこら辺どうしてそうなるのか。

◎坂田教職員・福利課長 人件費420万円というのは、この事業で実施します高知市に委託する分の556万8,000円の中で、賃金ということで予算措置をしておるといってございませう。

◎吉良委員 いや、だからさっき言っていた業務アシスタントとしての人件費については、既に基準財政需要額で、校数だとか子供の数だとかでプラスになって、もう交付税として交付されているんだってことをおっしゃったんじゃないですか。

◎坂田教職員・福利課長 基準財政需要額の算定の中で一定盛り込まれております。当然交付税ですから、その後にその収入と比較して、足りない部分を交付税で補填するということになるわけでございます。計算式としては、そういった学校の事務員という方が入っておるといってございませう。

◎吉良委員 いや、だから。最初の坂本委員の質問には大丈夫ですと。人件費は既にあるから全校に配置しても何の問題もないんだと私は聞いたんですけども、そうではないわけね。新たに人件費を、県も、あるいは市町村もそれぞれ準備する必要があるということをおっしゃってるわけですか。

◎坂田教職員・福利課長 そこはそれぞれ各自治体の中で、どういったところに予算を使っていくかということかと思ひます。学校の中でいろんな課題がある中で、例えばその校務支援員ということで、業務アシスタントを置くことも可能ですし、どういったお金の使い方をしていくかを判断されるということかと思ひます。

◎吉良委員 新たな人件費の措置が要るといってございませう。最初の答弁では、もう既にその全部交付税措置されているんだから、それは市町村で人員の配置替えで何とかしなさいと、私は聞こえたわけよ。そうじゃないわけね。実はここの図書館支援に使ってましたとか、そんなのを剥ぎあげてよね、この業務アシスタントを学校事務の機能強化のために配置するということじゃないわけね。

◎坂本（茂）委員 関連して。私が最初に聞いたのは、その交付税の基準財政需要額に、校務支援員ということで配置されちゃうのか、学校事務職員で配置される、学校事務職員と校務支援員は違うんじゃないですか。

◎坂田教職員・福利課長 学校事務職員という形で、市町村費の中で措置をされておるといってございませう。

◎坂本（茂）委員 学校事務職員という形で基準財政需要額になっているとして、学校事務職員は今でもほとんどが配置されていますよね。けど今回はそれに加えて、校務支援員を配置するとしたら、それは基準財政需要額の中になかったとしたら、別途措置をせんと雇用できんんじゃないですかということなんですよ、聞いているのは。

◎田村教育長 確認をさせていただきますけれども、坂本委員のおっしゃるようなことではないかと思ひます。少なくとも今よりプラスの負担が生じる話になりますので、そ

れについては各市町村において判断をして、必要性を認めて予算をつけていくということにならざるを得ないと思っています。

◎吉良委員 だから、学校事務職員の人数にかかわってやっているものじゃなくて、新たな校務支援員を配置するんで、やっぱり予算措置が要ることなんですね。

◎坂田教職員・福利課長 今の中では予算措置されてないところが多いかと思いますので、新たに配置となれば、必要な経費を市町村で予算措置していただくことになります。

◎吉良委員 参考のために聞かせていただきたいんですけども、例えば高知市は学校事務員として、どれぐらいの人数で予算措置されているわけ。交付金として繰り入れされているわけ。

◎坂田教職員・福利課長 そこは資料を持ち合わせておりません。

◎吉良委員 本来、人件費を含めて、しかるべきところに使われるのが普通なことであって、それぞれ当該市町村の教育委員会の事情によって配置がいろいろあると思うけれども、いずれにしても、これについては新たな予算措置が必要だということなんで、当然、予算がない市町村はなかなか大変だということになるわけよね。小学校区全部、3中学校区の小学校にも拡大といったら随分と負担になってくるわね。それについて県としては国に対しても予算要求していかないかと思うけども、そこら辺についてどうなんですか。3年目は全学校で実践と書いてるよ。

◎坂田教職員・福利課長 いろんな事業を組み合わせてやっておりますので、校務支援員を全部配置するというのは、今の時点では現実的ではないかなと思っています。例えば大規模校であるとか、職員数の多いところに配置していくのは可能かなと思っております。

◎吉良委員 いやいや、そんなこと言ったら身もふたもない。全学校で実践と書いて提案してるんでしょ。

◎坂田教職員・福利課長 ここで順次学校を広げていきたい、全学校で実践と書いておりますのは、1から4の取り組みで勤務時間の管理であるとか、あるいは定時退校日といった働き方の見直し、そういったメリハリのある勤務をしていくということも、取り組みとあわせて実施していきますので、そういった部分も含めてでございます。

◎吉良委員 人員配置そのものではないということね、わかりました。

◎野町委員 教員の多忙化の中にいろんな要因があって、よくクローズアップされているのが部活の問題とかですけど。PTA活動にかかわって、教頭が主に学校側の事務局をやったりとか、かなり多忙なケースも多いということをよく聞きます。私の経験上、問題がある学校ほど、やっぱり時間を労するところがすごくあるんです。これも教育の一環だろうという、子供たちとか親とのかかわりとか、どうしてもあるんだろうと思っているので。そこはやっぱり先生の仕事として、しっかりと位置づけなければいけないのかなと思います。

この間、野市の中学校に行ったときに校長が、教師が備えるべき資質として幾つかあって、三つ目に保護者対応力づくりみたいなことを定義されておられたときに、相当いろんなことで問題もあるんだろうな、あるいは時間も費やしているんだろうなと想像したんです。

実はちょっと心配なことを聞いたことがありまして、PTA活動の中でいろんなイベントをやっているときに、土曜日、日曜日なんかに、バザーであったりとか、いろんなものを地域との連携も含めてやる。教員は時間外手当は出ないわけですけども、そういうことに参加をすることに対してちょっと待てよと、そこは見直しをかけていくぞという意見とか風潮というのが東部のほうの話であるんです。そのPTA活動と、多忙化あるいは今回のいろんな事業の削減する時間として、そういったところも入っているのかどうかをお聞かせをいただきたいと思うんですが。

◎坂田教職員・福利課長 保護者との連携を考えたときに、PTA活動とかかわっていく、地域との連携も第2期教育振興基本計画で掲げてやっておりますので、そういったことは非常に重要なことだと思っています。ただそれが、これは時間であるとか、頻度とかを少しお聞きしなきゃいけないんですけども、物すごく数として多く広がっておるということであるならば、少し考えてみる時期にあるのかなと思っています。もちろんこれは保護者の方であるとか、いろんな方に御説明した中での話になってくると思います。本来学校の中で教員の指導であるとか、そういったことを管理職の立場としてやっていくべきであると。その中で、地域の連携というのも大事ではございますけども、こういった形で活動することがいいのか。教頭の仕事でいうと、いろんな仕事があるとお聞きしていますので、そういった中で、必ずしも教頭が担う必要がないものについては、スタッフの方にお問い合わせするといったことを整理できないかと考えております。

◎田村教育長 PTA活動に教員がかかわることも含めて、結局トータルで時間をマネジメントしていく中で、その地域あるいは保護者と学校側がいろいろ連携して取り組むということも、非常に大事なことだと思っています。そういうことを前提にしながら、ただトータルとして、限られた時間の中でやっていかないといかんという話なんで、そこをどうやって適正な配分でやっていくかということだと思っています。こういう業務だからそこはという、余りこうパーツに分けて考えるというよりも、学校業務全体の業務の中で、じゃあどこに重点を入れてというあたりを、学校長中心になって、トータルでタイムマネジメントを考えていく話でないかなと思います。

◎加藤委員 この多忙化の解消を、いろんな取り組みをしながら進めていっていただきたいと思いますが、どれぐらいの業務を減らしていくとか、時間外を減らしていくとか、休日出勤を減らしていくとか、そういう全体像はどんな方向を目指してやっておられるのでしょうか。

◎坂田教職員・福利課長 第2期計画の中で多忙化解消に取り組むこととしております。県立の場合はいわゆる過重勤務者、月80時間を超える勤務である教職員を、31年度にはゼロにしようということで、今年度から取り組みを始めております。小中学校の教員につきましては、基本的にその勤務時間の管理が、サービス監督者である市町村教育委員会になります。今年度4月末に文科省から、教員の勤務実態調査の数値が出たわけでございますけども、その中で本県の教職員がどういう勤務時間になっているかは、個別には示されておられませんので、今年度はそういうモデル校を決めて、勤務時間につきましても少し調べていくことを考えております。具体的な数値目標につきましては、そういったものを、一定数字を押さえながら個別に設定をしていくことを考えております。

◎加藤委員 私は会社員で勤めていた時代に、結構長いこと働く経験はしてたんです。例えば営業職で、営業の成績が上がっている方ほど早く帰ったり、忙しくなかったりするわけです。営業の成績が芳しくない方ほど、休日出てきてたり、かばんの中が結構ぐちゃぐちゃだったり、机の上にどっさり書類があったり、忙しい忙しい言うてたりという実態もあったわけです。坂田課長のおっしゃった、多忙化と多忙感のさび分けというのは、客観的な数字で、何時間勤務しているから忙しいですよということもちろん大事なんですけど、一方でお1人お1人の時間意識の改革というか、働き方をいかに効率よくしていくか。学校としてモデルを示していくことも大事だし、その時間管理を示していくことも大事なんだけども、一方で個人として、例えばそのモデルケースがいいのかどうかわかりませんが、こうやっていろんな成果を上げているのに、勤務時間は少ない方も中にはおいでると思います。そういう意識改革というか、業務改革ということも大事だと思うんですけど、そのあたりは今どう取り組みを考えていらっしゃるのでしょうか。

◎坂田教職員・福利課長 今年度から管理職の人事評価の中で、業務改善目標に取り組むようにしております。その中で校長、教頭に、具体的にどういった取り組みをするかをきちっと明示してもらって、その中で評価をしていくことを一つ置いております。それと活力ある学校づくりというパンフレットをつくりまして、業務改善に取り組むことの重要性を全教職員の方にもお知らせしました。今年度、新たな事業も進めていますので、そういったところで各学校から得られた成果を、教職員の方、そのほかの地域の方にもきちっとお知らせをしていくことで、徐々に意識を変えていくこともあわせてやっていきたいなと思っております。

◎加藤委員 いろいろ取り組んでいただけることだろうと思いますが、なかなか多忙化と多忙感の違いのさび分けが難しいと思います。その距離が近ければ近いほど、わかってもお伝えしづらいこともあると思うんです。そういう意味では、例えば客観的な外部の力を生かしていくとか、客観的な指標に基づいてアドバイスをしていくとか、いろんな指標、やり方が考えられると思います。そんなことも御検討いただいたら、より皆さんの

負担が軽減していけることになるのかなと思いますので、両立てでやっていただきたいなと思います。

◎三石委員 業務改善の加速事業、よくわかりますが、一生懸命やっているチーム学校とのかかわりはどう捉えていますか。

◎坂田教職員・福利課長 チーム学校の取り組み、非常に大事な取り組みでございまして、学校マネジメントを強化したりであるとか、あるいは地域との連携であるとか、専門家である人材の活用だとか、そういったことをこれからも続けて拡充していきたいと思っています。それに加えて、今回、業務改善加速事業を採択されましたので、つけ加えてやっていくというイメージでございまして、チーム学校の取り組みは基本の1番大事な柱と思っております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈高等学校課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎高岸高等学校課長 まず、高知県産業人材定着支援基金条例等の一部を改正する条例議案について説明をさせていただき、その後、高吾地域拠点校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案については、山岡企画監から説明をさせていただきます。

資料ナンバー③、19ページをお願いいたします。高知県産業人材定着支援基金条例等の一部を改正する条例のうち、当課が所管いたしますのが、第2条及び第3条についてでございます。これについて御説明をさせていただきます。

次に、資料ナンバー④の5ページの上段になります。高知県産業人材定着支援基金条例等の一部を改正する条例議案の説明でございます。今回の改正内容につきましては、独立行政法人日本学生支援機構法が一部改正され、新たに給付型奨学金制度として学資支給金が創設されたことを考慮いたしまして、関係条例について必要な改正をしようとするものでございます。

次に、青ラベル教育委員会の、赤いラベル高等学校課の1ページをご覧ください。独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案の概要でございます。日本学生支援機構法の今回の改正は、従来の貸与型奨学金に加えて、平成29年度から経済的な理由により進学が極めて困難な生徒に対しまして、大学等への進学を後押しすることを目的として、返還の必要のない給付型奨学金制度を創設するものでございます。

対象者には1番下の枠囲み、対象となる要件にありますとおり、大学、短期大学、高等専門学校、4年次、専門学校への進学者となっております。

まず2ページの第3条に関係いたします高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部改正から説明をさせていただきます。この制度は、高等学校等において勉学する意欲と能力を持ちながら、経済的な理由により就学することが困難な者に対して奨学金を貸与

するものでございます。改正点につきましては2、貸与要件、(4)の独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与を受けていないことにつきまして、「学資の貸与」を「学資の貸与もしくは支給」に改めようとするものでございます。

高等学校等奨学金の2、貸与要件、(1)の「高等学校等に在学していること」ですが、この「等」に高等専門学校が含まれますので、日本学生支援機構の対象者と重なることとなります。改正点の2、理由、(2)に記載しておりますとおり、高等専門学校に在学する生徒が3年次から4年次に進級する際には、給付型奨学金の対象者となることから、例えば1年次から5年次まで県の奨学金の貸与を受ける予定の者が4年次に進級する際に、給付型奨学金を受給する場合があります。現行条例では機構の奨学金の貸与を受けていないことを要件としておりますことから、バランス等を考慮いたしまして、返還の必要のない給付型についても支給を受けていないこととすることが妥当だと判断するものでございます。

次に、資料の3ページをお願いいたします。第2条に関係いたします高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

この制度は、働きながら卒業を目的として、高等学校の定時制課程または通信制課程に在学する生徒に対しまして、経済的な理由で修学を断念することのないように、修学奨励資金を貸与するものでございます。

改正内容につきましては、先ほどと同様に2、貸与要件、(4)の独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与を受けていないことについての部分の「学資の貸与」を、「学資の貸与もしくは支給」に改めようとするものでございます。

改正点2、理由、(2)に記載しておりますとおり、過去に大学在学中に日本学生支援機構から給付型奨学金の支給を受けていた者が、将来働きながら定時制課程または通信制課程に再び在学する可能性があります。例えば、文系の大学の卒業生が就職をいたしまして、働きながら定時制の工業科に入学する場合などが考えられます。

現行の条例では、機構の奨学金の貸与を受けていないことを要件としておりますことから、バランス等を考慮いたしまして、返還の必要のない給付型についても支給を受けていないこととすることが妥当だと判断するものでございます。したがって、第2条、第3条とも日本学生支援機構から支給を受けていないことを貸与要件に、今回新たに追加するものでございます。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 次に、第16号議案の高吾地域拠点校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案について御説明いたします。高等学校課の赤のインデックスの参考資料の4ページのポンチ絵をごらんください。

高吾地域拠点校校舎新築主体工事につきましては、資料の左側の議案の概要にありますように、須崎工業高等学校と須崎高等学校が統合し、須崎総合高等学校が平成31年4月に開校するため、現在の須崎工業高等学校の敷地に新たな校舎の整備が必要になっております。新たな校舎はグラウンドの横にあります、新館と点線で囲まれたところでございます。

契約方法は一般競争入札により行い、初回入札に7社参加し、予定価格に対して90.30%の13億2,094万8,000円で落札し、4月17日に仮契約を締結しております。契約の相手方は三宝・開洋特定建設工事共同企業体で、いわゆるJVとなっております。工期は予定では7月から約15カ月間で、高等学校が開校する平成31年4月の前年の10月には、新校舎の建築が完了する予定です。地上4階で面積は6,022.79平方メートル、一部鉄骨の鉄筋コンクリートづくりとなっております。予算の概要としましては、新館の建築のほか、基本設計、実施設計などを含めると、予算全体で20億9,889万4,000円となります。

次に、資料の右側の事業の概要について御説明します。新館を建設する場所は、現在生徒の昇降所、靴を脱いだりする場所と実習棟がありますので、新館の建設工事に先立って、現在昇降所と実習棟の解体工事を行っています。新館には普通科の生徒が学習する普通教室のほか、1階には進学や就職等の進路を支援するキャリアセンター、3階には授業だけではなく会議や集会など、さまざまな用途に対応することができる多目的ホールを整備いたします。また、校長室、職員室、事務室、図書室なども整備することとしています。

今後、須崎総合高等学校の開校に向けた工事の予定としましては、下のスケジュールの箇所に記載しております。新体育館の建築工事は9月議会で議決をいただいた上で、ことしの10月から新築工事に着手したいと考えております。平成30年10月に完成予定です。工期は12カ月間となります。

次に、既存校舎の改修工事につきましては、平成30年2月県議会で議決をいただいた上で、平成30年3月末から改修工事に着手し、統合前の平成31年2月に完成する予定です。工期は約11カ月間となります。須崎工業高等学校の生徒が今現在学習していますので、在校生への影響を最小限に抑え、教育環境に配慮した工程となるよう努めることとしています。

また、具体的な安全対策は工事施工業者と契約後に具体的に検討することとなりますけれども、大型車両の通行は通学時間帯をできるだけ避けるとともに、通行に当たっては徐行に努めること、またポイントポイントで交通誘導員を配置することを徹底するなど、工事の施工は安全第一で行いたいと思います。

以上で、私からの説明を終わります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 高吾地域拠点校の整備事業の関係です。これまでの総務委員会の中で議論がされているのかどうかわかりませんが、これは例えば新築校舎などは免震構造

とかどんなになっていますか。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 校舎の増築及び新しく建築する体育館については、耐震構造で十分な強度を確保したいと考えております。

◎坂本（茂）委員 当然、工業高校の実験棟とかの建物もこれまでに耐震化はされていると思うんですけども。耐震化だけでなく、そこにある機材等の転倒防止とかについてはきちんとされているのでしょうか。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 今の既存の校舎につきましても、南舎については耐震工事が平成27年度に完了しておりますし、造船実習棟などは平成27年度以降に建築されたため、耐震基準は満たしているとお聞きしております。

◎坂本（茂）委員 校舎は耐震性は確保されているけど、そこにある備品とかの転倒防止とか固定といったものはきちんとされているのでしょうか。

◎高岸高等学校課長 備品等につきましては、学校安全対策課の指導によりまして、順次県立学校については行っておるところでございます。須崎工業高校、須崎高校につきましても同様に、いわゆる転倒防止等の措置については行っておるところでございます。計画的に県立学校全てに対応をとってきているということでございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

〈小中学校課〉

◎坂本（孝）委員長 続いて、教育委員会から5件の報告を行いたい旨の申し出があっておりますので、これを受けることにします。

最初に、教職員の不祥事について、小中学校課の説明を求めます。

◎長岡参事兼小中学校課長 総務委員会資料、報告事項の小中学校課のインデックスのところをお開きいただきたいと思います。教職員による、不祥事の事案がございまして、まことに申しわけございません。この件につきまして、小中学校課、私のほうより説明をさせていただきます。

この事案は無免許運転、無保険車両運転及び上司への虚偽報告を行った、高知市立高知特別支援学校主事、野村侑治、男性24歳に対して、停職6月の懲戒処分を行ったものでございます。

事案の概要につきまして、説明をさせていただきます。高知市立高知特別支援学校主事、野村侑治は、平成29年5月6日午後3時35分ごろ、50ccの原動機付自転車で、高知市百石町3丁目9番付近を走行中、一時停止義務を履行せず交差点に侵入したことから、パトロールカーで巡回中の高知南警察署員に停止を命じられました。その際に、運転免許証の提示を求められましたが、同主事は運転免許証更新手続きをとっておらず、無免許運転の状況であることを伝えました。また、同主事の原動機付自転車に自賠責保険のシールが張ら

れていないことに気づいた同警察署員が、その場で警察本部に照会した結果、無保険状態であることも判明し、高知南警察署に任意同行を求められております。

その後、同署において取り調べを受ける中で、同主事の運転免許証の有効期限は平成27年11月22日までであり、約1年半の間、無免許のまま原動機付自転車を運転していたこと、また、自賠責保険についても、その有効期間は平成28年5月31日であり、無保険の車両を運転していたことが確認されました。

翌5月7日、学校長は同主事同席のもと、教頭2名とともに既に学校に提出されておりました同主事の私用車登録簿のチェックを行いました。その中で同主事は平成27年度の私用車登録簿において、中型免許を取得してないにもかかわらず、これを取得しているものとの記載をし、また、同年11月には運転免許証の有効期限について、これを更新していないにもかかわらず、平成30年11月まで有効との虚偽の記載を行っていたことが判明しました。さらに、平成28年2月には自賠責保険の有効期限についての虚偽の記載も行っていたことも明らかとなりました。さらに同主事は、平成28年4月に提出した私用車登録簿においても、運転免許の有効期限、自賠責保険の有効期間についての虚偽の記載を行っておったものでございます。

この無免許運転は、道路交通法違反の中でも交通3悪と呼ばれる悪質で重大な違反であり、また、無保険車両での運転行為は、自動車運行による被害者保護の観点から、厳に禁止されるものであります。さらに、学校長への提出書類に虚偽の記載をすることなど、社会人として教育公務員としてあってはならないものであり、同主事のこうしたこれらの行為は、社会人としての規範意識や自覚の欠如を指摘されることはもとより、全体の奉仕者として勤務すべき教育公務員の社会的信用を著しく失墜させるものであります。

このため、平成29年5月18日付けで、同主事に停職6月の懲戒処分を行いました。

以上が、事案の概要となります。なお、この不祥事を受けまして、県教育委員会としましては6月1日付けで、全ての教職員を対象に私用車登録簿の記載内容と、運転免許証及び自賠責保険の原本を再度確認すること、また更新手続について抜かることのないシステムを校内で整えることを通知いたしました。

さらに今後、市町村教育委員会や校長会との連携をこれまで以上に強化し、法令遵守と綱紀粛正に徹底的に取り組み、教職員一人一人に高い倫理感を確立することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎前田委員 再発防止策のところに、原本の再確認を通知、指示をされたということですが。それは管理者である学校長等に、そこで働く教職員並びに職員の皆さん全員の免許証と、そして無保険にならないように自賠責保険と、その原本を確認するという認識です

か。

◎長岡参事兼小中学校課長 そのとおりでございます。

◎前田委員 県教委じゃなかったかもしれませんが、たしか平成22年に類似の事案がありましたよね。その場合は、たしか今回のように原本の記載がどうのこうのというのがあって、しかもそのときに求められた人が、困ったのか何か知りませんが、偽造したか何かという事案があったと思うんですけど。それを考えると、例えば原本を持ってきてもらって、確認した上でコピー等を保管するというをしないと、コピーを提出させたら、同じような事案が起きるような気がするので、その辺はどうお考えなのかを。

◎長岡参事兼小中学校課長 今おっしゃっていただいたように、かつてはコピーを提出するというものでしたけれども、教員の中でも偽造した者がおまして、これについては懲戒免職の処分になっております。それ以降はコピーではなく原本をきちっと確認してくださいと、現認した上でOKを出してくださいという話をしておったところでございます。ただ、それでも今回、年度途中で更新手続をしなければならないものが抜かっていたということ。ちょうどこの主事については、自分がチェックをする立場にあったこともあって、抜かったところでございます。

◎前田委員 本人がチェックする立場にあつて、虚偽の報告をすれば、一体誰が確認するんだという話になりますので、先ほどおっしゃられたように、学校長、監督責任者になってくると思います。そこを徹底してやっていく中で、これはたまたま警察の方に、一時停止でというところで発覚したわけですけども、もし今現在、いないとは思いますが、もし万が一いたときには、どういう対応をされるんですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 まずおっしゃっていただいたように、この事務職員だけに任すのではなくて、最終的には管理職がきちっとチェックをしてくださいということで、通知は再度出しております。そして、こういったことは万が一、うっかり失効等もある場合もございまして、そういったときは、一つ一つの事案を受けて、厳正に処分等を対処していかないといけないと考えております。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈特別支援教育課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、教職員の不祥事について、特別支援教育課の説明を求めます。

◎橋本特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。よろしくお願いたします。県立学校教員の不祥事に関する事案について報告をさせていただきます。総務委員会資料報告事項の赤いラベル、特別支援教育課のページをお開きください。県立学校職員による盗撮に係る懲戒処分事案でございます。

懲戒処分を受けた職員は、県立高知ろう学校教諭、野村龍志、27歳男性で、本年度採用されました保健体育の教員でございます。

同教諭は平成29年4月25日火曜日、出勤前の午前7時40分ごろ、吾川郡いの町のコンビニエンスストアの店内にて、制服を着た女子高校生1人の後方下から、所持のスマートフォンの動画機能を使い、当該女子生徒のスカートの中を撮影し、店外に出たところを警察官に声をかけられ、その場で盗撮行為を認めため逮捕されました。その後警察署において事情聴取をされております。

本人からの聞き取りによりますが、同教諭は平成28年10月ごろから逮捕された平成29年4月25日までの間に、いの町のコンビニエンスストアを含め、4カ所で延べ50回程度、実人数で30人以上の女性に対して盗撮行為を行ったということでございます。

盗撮行為は人権を侵害し、被害者に精神的な苦痛を与える極めて悪質な行為であり、子供たちの社会性を育み、規範意識を高揚させるべき教員がこのような行為を行ったことは、到底許されるものではありません。さらに、所属する学校の子供たちの信頼を裏切り、その心に大きな傷を負わせた罪は取り返しがつかないものであり、その社会的影響ははかり知れず、教育公務員の社会的信用を、著しく失墜させるものであることから、平成29年5月18日付けで免職の懲戒処分としたものでございます。なお書類送検後、略式起訴処分となったと聞いております。

以上が、この事案の概要です。このような不祥事により、県民の皆様の信頼を大きく損なうことになりまして、まことに申しわけありません。

6月8日には臨時に県立学校長会議を開催しまして、不祥事により、子供たちに大きな悲しみ、深い傷を負わせてしまったこと、加えて、ともに仕事をしていた教職員にも大きな動揺を与えてしまったことについて共有しますとともに、教職員一人一人が教育公務員としての職責の重さを自覚し、そのために必要な高い規範意識を醸成することについて、各所属で改めて取り組むことを協議し徹底を図ったところでございます。今後とも学校長とともに不祥事のない職場づくり、教職員の育成に粘り強く取り組んでまいりたいと思っております。

特別支援教育からは以上です。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

（なし）

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

〈高等学校課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、高知市中学校給食センター（仮称）から県立高知国際中学校への給食配送について、高等学校課の説明を求めます。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 高知市中学校給食センター（仮称）から県立高知国際中学校への給食配送について、御説明させていただきます。報告事項の赤の高等学校課のインデックスをおあけください。

7月1日に設置されました高知国際中学校、高等学校につきましては、中学校が平成30年4月に開校し、高等学校は平成33年4月に開校することになっています。

このうち、高知国際中学校における給食の実施について御説明させていただきます。導入の経緯としましては、現在高知市では給食未実施の13校の中学校に対して給食を配送するため、給食センターを高知市内2カ所に整備するよう準備を進めています。給食センターの場所は地図にありますように、針木浄水場周辺地と高知競馬場周辺地になっています。

整備のスケジュールにつきましては、地図の下の整備スケジュールをごらんください。既に用地造成工事は完了しており、高知市としましては、本年7月以降契約が済み次第建設工事に着手し、試運転を経て平成30年度の2学期の早い時期から本格稼働を目指し進んでおります。

まず市立中学校13校に配送し、一定配送体制が確立した後に高知国際中学校に給食を配送したほうが望ましいということから、高知国際中学校への配送は平成31年4月を予定しております。

導入の経緯の2行目にお戻りください。県でも高知市の動きにあわせて、県立中学校2校での給食の実施の可能性について、実務レベルで高知市と検討を重ねてきましたが、このたび高知市中学校給食センター（仮称）から高知国際中学校に給食を配送することについて、高知市と大枠で方向性の確認ができましたので、県市で具体的な協議を進めることにしたものでございます。

なお、高知南中学校への給食の導入については、次の3点を総合的に考慮し見送る方針といたしました。理由の一つ目は、高知南中学校では弁当を持参できない場合にも、併設高校の食堂を利用できる現状にあることであります。

理由の二つ目は、高知南中学校は統合完了までの4年間という限られた期間であり、全校生徒も順次減少する中で、県立中2校への給食の配送は、現在計画されている市立中13校への配送に影響を及ぼす可能性があるということでございます。

理由の三つ目は、統合完了まで4年という限られた期間に給食配送用の専用車や食缶、食器の調達、給食専用室の改修等の準備のために、多額の経費がかかるということです。

ただ、高知南中学校の生徒も、高知国際中学校の生徒も、平成33年度より基本的に高知国際高等学校に進学し、同じ校舎でともに高校生活を送ることになります。このため、高知南中学校の生徒も、高知国際中学校の生徒も、できるだけ教育環境に差を設けないことが望ましく、県として先ほど申し上げた理由によりまして、やむを得ず給食を導入できない高知南中学校の生徒に対する対応策もあわせて検討していくこととしています。

今後の予定としましては、平成31年4月からの高知国際中学校での給食実施に向けて、高知市と経費負担や設備等について協議を進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 いろいろハード面とかで困難性を伴うということが、理由になっているわけですが、一方で、その差を設けることにはならないということでの、対応策を検討していくということなんですけど、この検討は、どれぐらいのスケジュール感で結論を出す予定ですか。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 給食の導入が平成31年4月ですので、代替策も大体同じ時期を想定しております。ですから平成31年度の予算に間に合うように、検討していきたいと思っています。まだ1年以上はあると思いますので、学校関係者などの保護者の意見も聞きながら、今後いろんな選択肢を含め、幅広く検討していきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 南中学校の関係者の意見も、1度は聞かれたということだと思うんですけど、これからも引き続き聞かれる中で、その要望に応じていただくことが望ましいかと思えます。

特に南中学校の場合は、経済的にも厳しい生徒さんなども多くおいでることだと思いますので、そういうことも踏まえてきちんと、その扱いに不公平感を持たれることのない措置を、お願いしたいと思えますので、ぜひ、そういう検討をお願いしたいと思えます。結果として、こんなことでしたみたいなこと、生徒さんやあるいは関係者の皆さんの期待を裏切ることのないように、御検討いただきたいと思えますが、その辺の決意をお聞かせください。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 高知南中学校と高知国際中学校の間に差が生じないように、対応を検討していきたいと考えております。給食を実施しない一方、具体的にどのようなことができるか、今後いろいろな選択肢について幅広く検討していきたいと思っております。具体的な検討はこれからになりますけれども、学校関係者や保護者、生徒の意見を幅広く聞いて、内容を固めていきたいと考えております。

◎吉良委員 きょう御説明していただいた報告書と、以前いただいた報告書に、ちょっと差異があるのよね。以前のは、導入の経緯の中で、高知南中では持参の弁当や南高校食堂の弁当で対応できており、給食導入への要望がないと書いてある。今回は、要望がないというのを消して、高校の食堂を利用できる現状にあるって抑えているのよね。これはどうしてこうなったんですか。誤認があったんですか。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 誤認があったというよりは、学校関係者の意見を聞く中で、表現を適切なものにしたと。学校関係者に説明に行くに当たって、表現をちょっと修正したということでございます。

◎吉良委員 いや、これはちょっとじゃないですよ。要望がないというから、不思議やなと私も思ったんですけどもね。これ県議会議員に対しての説明の資料でしょ。案でしょ。

重大な違いですよ。だから、市議会でも論議があったんですけども、その後、潮江地域の会があったときに、うちの市議もその会に出て。南中高の校長から、何とかできんでしょうかと、むごいという陳情みたいなものが、出ていた議員たちになされているんですよ。だから不思議やと思ってね。要望がないんじゃないかと、要望があったのに、あえて書いたんじゃないかと私は推測するんですけど、そうじゃないですか。

◎田村教育長 事前に御説明をさせていただいた資料と変わっているのは、おっしゃるとおりでございます。要望がないと、せんだって御説明させていただきましたのは、我々この南中、それから国際中高にあわせて、給食の導入を内々で検討したんですけど、少なくともその時点で、我々が検討を始める時点において、南中学校から給食を導入してもらいたいという話がなかったという趣旨で、もともと書かさせていただいておったんですけども。さっき企画監からお話をさせていただいたように、この方針について学校関係者に説明する中で、こんなようなことを検討しているのであれば、できるのであれば入れてもらいたいというお話もあったので、そういうことでちょっと修正させていただいたということでございます。

◎吉良委員 ちょっとはつきりさせて。それいつの時点でこれを変更したんですか。どういう場面のときに、そうだと思って変更なさったんですか。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 高等学校課から、各県議会議員の皆さんに回らせていただいたのが、6月7日、8日であります。南高校の学校関係者に御説明に行きましたのが6月9日の夜でございます。18時から校長室でお会いしました。そこで学校関係者の意見を聞きますと、私たちが県議会議員の皆さんにお知らせするときには、要望はないという形で、実際整理させていただいたんですけども、その6月9日の夜行ったときには、やっぱりできるのであればというような声もありましたので、その時点、そのときの学校関係者の皆さんの声も踏まえて修正したということでございます。

◎吉良委員 それならそれでよね、報告しなくちゃいけないんじゃないですか。6月9日って、もう1カ月前じゃないですか。どういうことですか、それは。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 申しわけございません。その点は、一旦お渡ししてましたけれど、もう1回報告することが抜かっておったと思います。

◎吉良委員 それについては教育長も経過報告をちゃんと、議員に対して説明してるのが変更したわけですので、なお指導を徹底していただきたいと思います。

◎田村教育長 今後気をつけたいと思います。

◎吉良委員 それで、物理的に困難だとお聞きしてたんですけども、果たしてそうなのかという思いがあるんですね。年々南中は人数も減っていくわけですよ。何とか可能じゃないかと思うんですけども。それをもっと具体的に、何で13校への配送に影響を及ぼすとお考えなのか。そこの辺をもう少し詳しくお話し願えますか。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 長浜の給食センターも、針木の給食センターも同じ規模とされておりまして、それぞれの給食センターは市立中学校7校への配送を対象としております。針木の給食センターは、市立中6校を配送予定としておりまして、国際中に配送しても合計7校でありまして、配送面で問題はございません。一方、長浜の給食センターは、市立中7校を配送予定としており、南中に配送して合計8校になりますと、8校全てについて学校給食衛生管理基準どおり、給食を調理して、2時間以内に給食を喫食することができる状況にする必要があるとありますけども、その基準どおり配送することが困難となる可能性があるということでございます。長浜の給食センターから高知南中に配送をすること自体は可能なんですけれども、8中学校に給食を配送することになりますと、そのうち1校の学校は2時間以内に給食を喫食することができなくなる可能性があるということで、13校全体に回るができなくなるのではないかとということでございます。

◎吉良委員 潮江中と南中はそんなに距離はないと思うけどね。そんなにせっぱ詰まるわけですか。それは配送する時間を例えば10分ぐらい早めるとか、そういう給食センターの努力で解決できる課題ではないんですか。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 給食については、給食が完成しますと、大きいバケツの食缶に盛りつけをして、それからコンテナに積み込んで、配送車に積み込み、配送車による配送、学校での受け取り、校長先生による検食、それから生徒や先生による配膳を経て、生徒による給食の喫食という流れになります。

この食缶の盛りつけの部分は、クラスごと、学校ごと、順番に人数や量を確認しながら、御飯や汁物、揚げ物、焼き物、蒸し物、そういったものを一つ一つ行うということで、この部分は、七つの中学校同時に行うことはできないため順番に行うということになります。そうすると1校目の学校と7校目の学校については、かなり時間差が生じるということでございます。そして配送車の第1便は、長浜給食センターから最も遠い中学校に行きますけれども、長浜の給食センターから距離の近い学校といえども、出発時間から遅くなっていますので、時間的な余裕はそれほどないということでございます。そうした中で、日々の献立にかかわらず、盛りつけに時間がかかる献立でも、毎日確実に給食の基準である2時間以内に、調理から喫食まで行わなければならないといった問題がございます。

それと、食物アレルギーの問題もあるとお聞きしております。高知の学校給食センターでは、食物アレルギーの対象となる生徒には、保温、保冷のすぐれた専用容器に入れた食物アレルギー対応食、食器、確認票を、個人別容器に入れて配送するというようにしております。そういった確認を十分にした上で生徒に提供するというようになっております。高知市の実施設計が一つの給食センターから7校となっていますので、この実施設計よりも校数が増加すると、ぎりぎりの時間配分になります。絶対に間違いがあってはならない

食物アレルギーの個別対応などが、不十分になる危険性もあるといったこと。それと高知市から事務レベルで聞いた内容では、大規模学校給食センターの経験は高知市もまだないということから、配送校や食数が予定数よりも多くなることは、作業遅延のリスクが高まるということで、開始当初は予定数よりも多いということは回避したいと聞いております。

そういったようなことから、県としても何とか2校をとるという思いもあって、ずっと話してきたんですけども、なかなか現状ではそういった課題をクリアするのが難しいということもありました。生徒の食の安全も大事な部分ですので、現状では7校というのがありますので、それに従う必要があるのかなと思っております。

◎吉良委員 実際シミュレーションを含めて、手元に資料がないんで判断のしようがないんでね。この学校でこれぐらいの時間でみたいの、具体的にその判断をした資料をやっぱり見せてもらわんと納得できないですね。それはぜひ、また報告していただきたいということ。

それから、市は平成30年の2学期からやるわけよね。何で県立が翌年の4月からになるわけ。その対応の差はどこから生まれてるの。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 先ほども申しましたように、高知市も大規模給食センターの運営経験がないということもあって、まず、市立の中学校でかちっとやって、その後準備期間を経て国際中に、県立中学校に配送したいという思いもありました。それと県側としても、年度替わりのほうが体制的にもいいだろうということで、県としては31年4月ということで今進んでおります。

◎吉良委員 安芸中高等学校へ行ったとき、学校長がおっしゃってたんですけども、安芸市で給食が公立中のほうから始まって、募集人員がどんどん減ってきたということもあるんで、同じ中学生、基本的には公平に扱うということで。今後も努力を、時間あるんで可能性を探っていただきたいと思うんですけども、教育長、現時点でどうなんですか。

◎田村教育長 御説明しましたように、当初、高知市内の県立2校については、何とかできないかということは検討させていただいたと。ただ結果として言いますと、事務レベルでずっと確認をしながらということなんですけれども、南中学校ということになるというんな難しい問題、要は、その施設から積み込むまでの時間を考えると、どうしても無理が生ずるということで説明も受けました。それであれば、なかなか難しいということで我々としても判断をさせていただいたと。ただし、最初に御説明したように、そのことによる不公平感のないように、できるだけ我々としても考えていきたいと。

◎吉良委員 その経過の資料はどうですか。シミュレーション。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 高知市からもらったもので、標準的な配送時間というのがありまして、あくまでも標準的なものなんですけれども、1校回るのに1時間20分ぐらいかかるというようなところがありましたので、それをもとにしますとそこから1

校目で1時間20分かかると。それからまた2校目に行って。そこで。

◎吉良委員 いや、それはわかるから、その資料をちょうだいよ。市が計算しているんでしょ、時間を。それをまた。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 わかりました。お渡しします。

◎西森委員 給食を県立中学校でも開始するということであれば、当然、国際中学校、南中学校両方をやらないといけないと思っております。先ほど市にも話を持って行ったということなんですけれども、国際と南中と両方給食をやってもらいたいということで、話は持って行かれてるんですかね。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 県立中2校へということで、事務レベルで協議をさせていただいております。

◎西森委員 先日高知市議会がありまして、議事録を手に入れたんですが、その所管の委員会の中で、今ちょっと読ませていただくと高知市の教育長はこういうふうに言ってるんですね。学校には設置者がございますので、南中学校の場合は、県教委が設置者になりますから、そこは県教委のほうでお考えになられることだろうと思えますと。委員が、高知市立の中学校だけということで考えたらいいんですかということに対して教育長は、本市が設置している市立の中学校の、現在完全給食ができてない13校についての取り組みですと。ただ、これとは別に、県教育委員会のほうから、開設を予定されておられます国際中学校のほうに、給食を提供できないかという御相談をいただいておりますと、言われてるんですね。最後委員長がこういうふうを確認してるんですよ。委員が、じゃあ県教委のほうから南中に関しては何も話がなかったのかと。ということ言って、その後教育長が、県教委のほうからは国際中学校について、給食の提供を新たにできる、給食をセンターからできないかという御相談はいただいておりますと。委員長が最後にですね、じゃあ県教委のほうから南中学校でも検討できないかという相談があれば、その協議相談には応じるということですのでよろしいですねと、いうことを確認したら、教育長は、今のところまだ御相談ございませんので、今後あれば、できるかできんか別にしまして、お話は当然聞かないかならうというふうに思いますと、こういうことを言われているんですね。だから実際どうなんですか。議会での高知市の教育長の答弁ですから、大変重たい発言だと思うんですよ。相談があつて、相談をしてこういう発言を、この高知市の教育長はしているのか。現実に相談を、高知市に対して県がしてないのか。そこをお聞かせいただければと思います。

◎田村教育長 高知市の教育長のお話も、その後お聞きしました。要は今こうやって議会に御説明させていただいているように、我々として今の段階で、国際中学校に給食の配給をお願いしたいということで、高知市にはお話をさせていただいた。ただし、それを最終的に決める、我々としての考えを固めるまでには、当然ながらこれも先ほどから御説明さ

せていただいているように、高知市とは、できないかということのやりとりをさせていただきながら、なかなか難しいという話も受けて、我々としては、今の時点では確かに南中に配食してもらいたいということは、言っていないということですので、そのことを捉えて、おっしゃってるんじゃないかなと思っております。

◎西森委員 県から、南中も不平等にならないようにしっかりとやってもらいたいという、正式な要請をやっぱりするべきだと思うんですね。いろんなキャパシティーは大丈夫だということも聞いてるんですよ。つくる量に関してはね。ただ配送の時間だけの問題だという。そこをきっちりと、何とかクリアできる形で話を正式に持って行ってもらいたいと思いますけど、どうですか。

◎田村教育長 いずれにしても、正式にというか、今までは国際中学校にしても、ある意味事前協議として高知市とは話をさせてきていただいたと。正式にお願いするのは、こういった議会の場でも御説明させていただいて、一定の御了解をいただいた上で、我々としては正式に高知市に対してお願いするということになるろうかと思っております。そういう県の考え方を踏まえて、市議会の中でもいろいろとお話もいただいたのかなと思ってまして。ですから我々は、正式に申し込む前の段階として、高知市といろいろと話もさせていただいて、その結果、なかなか南中学校への給食配送は難しいと判断をさせていただいて、国際中学校への給食配送ということを、これから正式に高知市に申し入れをしたいということで、今のこの場でお話をさせていただいてるのかなと考えております。

◎西森委員 だから、それに関しては、ちょっと納得しかねる部分がありますよね。やるのであれば同じ県立ですから、そこはやっぱり同時に、両方をやるという考え方をもとにして、どうすればできるかということを考えていてもらいたいと思いますね。それを高知市とも話をしてもらいたいと思います。高知市としては、配送時間が2時間を超えてしまいそうだから、先ほどの山岡企画監の答弁でも、できなくなる可能性があるという表現をされましたけどもね。できなくなる可能性ですからね、まだできないということでもないと思いますので。そのところは、しっかりと高知市にも話をして、やっていてもらいたいと思いますよ。例えば、南中学校の中でも、じゃあ1年生の分はできますよとか、2年生の分はできますよ、3年生の分は、2年生まではできますよとか、そういったところの議論までもされたということですかね。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長 全部で6,000食なので、食数的にはつくることのできるんです。最初に申しあげましたように、学校数がふえることによりまして、その調理したものを食缶に詰めて、それからコンテナに積んで、配送車に入れてという時間、食事をする30分前には、校長先生、教頭先生による検食が必要だというようなこと。要は調理してから1時間半で検食、それから2時間以内に喫食という形になりますので、そのタイムスケジュールを考えたときに、7校で今設計しているということですので、8校では

難しいという回答をいただいております。県から無理を言って、例えば8校でお願いしなすと言ったときに、食に伴う何か事故があったときも、なかなか難しいのかなど。まずは安全に給食が、食中毒もなく、アレルギーによる事故もなく、円滑にいくというのがまず大事なのかなと思っております。また高知市からも、実際2時間以内に配送するのが難しい理由の一つとして、校時の問題というのが言われています。例えば12時20分に学校に着いても、4時間目が終わって給食が始まるのが12時40分だったら、その20分はロスの時間になります。そういった時間が常にあるということも前提にした上で、毎日給食を安定的に提供するという中では、今の7校というのが限度かなということをお聞きしています。そういった中で、8校をどうしてもというのはなかなか、実務的に話をする中でごり押しするのは難しいかなと思っているところです。

◎西森委員 だからそこを県としては、同じ県立中学校ですからね、そこを何とかできるのですかという話は、やっぱりこれはもっと詰めた話をしていってもらいたいと思いますよ。

◎田村教育長 できればそういうことが望ましいというのは、おっしゃるとおりだと思います。我々としても、昨年の暮れあたりから、できないかということは、かなり何回かやりとりもさせていただいて、いろいろと協議の結果、なかなか難しいんだろうなど。それは高知市として、今言ったような話もありますし。それから、ここの説明の資料の中にもございますように、この限られた期間の中で、相当な費用もかかるということもございます。そういったときに、我々として本当にそこを、高知市に無理を言うような状況なのかという、なかなかそこまでの状況ではないんじゃないかなと判断もさせていただいたということかと思っております。

◎西森委員 なかなか納得しづらい部分がありますよね。高知市の教育長は、今のところ御相談がありませんので、当然、話が来たら聞かんといかんでしょうみたいな、そんなことでいいのかなと思うわけですけどもね。だけど、これはまだ時間がありますからね、ぜひ努力して、まずどうすればできるのかというところから、話を詰めていってもらいたいと思うんですよね。できない理由を並べたら、そりゃ幾らだって並べられますけどもね。どうすればできるのかというところを考えていってもらいたいと思います。

それと、高知市の教育長はこういうふうにも言ってるんですね。国際中学校について御相談いただいておりますので、当然食数にあわせてランニングコストの御負担もいただくこととなりますし、できれば建設工事費等いわゆるイニシャルコストについても御負担いただきたいというふうな思いもございますというですね。そんな話が来てるんですかね。どうなんですか。

◎田村教育長 そういったことはございます。ただ具体的に、どこをどういう形で負担するかということについては、これからの協議ということになろうかと思えます。

◎西森委員　そういうことも本来、今回の報告事項の中で言わないといけないんじゃないですか。そういうことも来ていますよということは。この話は、この市議会の中で初めて出ていることですからね。

◎山岡高等学校課企画監兼再編振興室長　経費負担のことも、今後当然生じると思います。説明資料の今後の予定のところ、高知市と今後、経費負担や設備等について協議していくということで、これから31年4月に向けて、経費負担も含めて協議していくということになっています。具体的にどんな算定式になるのか、金額、県の負担がどれくらいなのかというのは、これからなんですけども。そういったことについて、今後協議していくということで、今回報告させていただいたところでございます。

◎西森委員　なんとか両方一緒にできるように、不公平にならないということを、強く要望しておきます。

◎坂本（茂）委員　関連して。

私も最初に遠慮して、物わりのえい言い方で要請させてもらいましたけど。この話を6月8日に聞かされたときにね、何でこれほど、相当強い口調で私は言わせてもらいました。それが今聞いたら、これらのことをきちんと、高知市と協議してなかったということになればですね、今教育長が言った、これからまたそういうことも踏まえて、正式に要望していくかどうか、その議論の場ですというような、この委員会がそういう場であるとしたら、私も絶対それはきちんと高知市に要望してもらわないかんと思いますよ。南中も一緒にやってくれと。あんな物わりのえいような申し入れで、私は済まんですよ。あのときどう言いましたかいうて、私言いとうなりますよ。絶対このままで認めれんですね。さっき西森委員が言われたように、きちんと南中も含めて給食の配送ができるように、もう一遍高知市に考えてくれという申し入れをしてください。きょうの委員会の場を踏まえて。

◎田村教育長　我々としては、形の上での正式なということは、これからだと思っています。内容的にやりたいということの意思表示は、もうこれまでも十分高知市にお話もさせてきていただいて、その上で、なかなか難しいという向こうからの話もいただいて。そういったことを十分我々なりに検討した上で、それではもう最終的にこういう方向で行かせていただきたいと。正式に申し込みをするのは、国際中学校ということにさせていただきたいということで、お話をここで申し上げているということかなと思っています。これまで高知市に申し入れが全然、十分なことを言ってないのかということでは決してなくて、それは最初から何とかセットでできないかということでは、話はしてきた上でのきょうの御説明と考えております。

◎坂本（茂）委員　だから、ぜひきょうの議論を踏まえて、もう一遍正式に、こういう議会からも強い要望があったと。議会からもいうて、委員会でもた皆さんと、合意が得られ

るのかどうかも含めて御協議いただかないかとは思っています。そういう強い要望もあったので、改めて高知市として今出されたような疑問点について、解消できないのかどうかというようなことなどについて、正式に申し入れていただく必要があるんじゃないかと思っています。ぜひその点、委員会としてもお諮りいただけたらと思います。

◎西森委員 この市議会の議事録を私手に入れましたので。もしよかったら皆さんに、後ほどお渡しもさせていただければと思います。

◎坂本（孝）委員長 先ほど来、南中学校と国際中学校の給食の件で、さまざまな意見が出ました。どうも高知市の教育長の話と、県の意見とが、若干食い違っている部分があるような気がします。県としては先ほど来意見が出てるように、高知市にもっとしっかりと申し入れをしてほしいと、正式な申し入れをしてほしいということでございます。きょうの委員会でその方向は、一定、協議の中で出てきたと思いますので、改めて、県教委から、また高知市へ申し入れもしていただいて、南中学校と国際中学校の生徒間の給食格差が出ないように努力をしていただきたいと思います。これは一つ要請として、委員会から話しておきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、質疑を終わります。

〈新図書館整備課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、オーテピア高知図書館の開館に向けた検討状況について新図書館整備課から、高知みらい科学館の検討状況について生涯学習課から、関連いたしますので、あわせて説明を求めます。

なお、質疑はあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎国則新図書館整備課長 オーテピア高知図書館の開館に向けた検討状況につきまして、御説明いたします。まず新図書館整備課のインデックスのついた、オーテピア高知図書館の開館までのスケジュールについてと書かれた資料をごらんください。

まず1番上の工事等についてです。建築主体等工事が12月中旬に終わり、完了検査を行った後、12月末には建物の引き渡しを受ける予定で、引き渡し後から施設管理を行うこととなります。このため施設管理に伴い必要となります条例や、事務の委託、予算等に係る議案を、県市の9月議会に提案を行う予定にしております。本日は、9月議会に議案として提案をさせていただく前に、連携協約や事務の委託、ランニングコストに係る県市負担割合のほか、来年4月には新たな組織体制でもって開館準備を行いたいと考えておりますことから、組織運営体制などもあわせ、これまでの検討内容などについて御説明をさせていただきます。

次の2ページ、オーテピア高知図書館の組織・運営についてをお願いいたします。資料の左上が現行の県立図書館と市民図書館の組織体制で、下がオーテピア高知図書館での組織体制案となっております。

資料の右側に、平成23年7月に策定した基本計画の中の、組織運営等に関する部分の抜粋を記載しておりますが、組織運営等を検討するに際して、特に関連する部分を太字にしております。

左下の新体制案は、この計画などにに基づき、県市で検討したものでございます。左下のほうに①とありますが、オーテピア高知図書館は、県立市民図書館、二つの組織で運営し、それぞれに館長を置くことになっております。このため②にありますとおり、役割と責任を明確にしておくことが必要となります。また、主な業務内容のうち、総務や資料管理、郷土資料、市町村等支援など、上の組織の白の部分が県市の独自の業務でございしますが、それ以外の点線で囲んだオレンジの部分が、こちらが窓口サービスや、企画調整などが県市の共通業務となります。この県市に共通する業務については、県市の職員を配置し、連携協力しながら実施することにしております。

ただ、二つの組織での運営となりますので、下の④にありますように、日常的な業務を初め、事業の方針や方向性の決定などを行うため、両館長を含む館内の運営協議会を設置するとともに、図書館専門家の方にアドバイザーとして参画していただき、大所高所から助言などをいただくこととしております。このほか、⑤にあります両図書館、図書館専門家などで構成する調整機関において、年に数回程度外部の方にも入っていただき、さまざまな観点から協議調整することで、両館の連携強化を図っていきたいと考えております。

次に、3ページをお願いします。オーテピア高知図書館における県・市共通業務について(案)、でございます。オーテピア高知図書館では、二つの組織がエリア区分なく共同で施設を使用し、共通業務を一体的に行うこととしております。このため矛盾や混乱が生じないような仕組みづくりや、適切に業務分担し連携協働を図りながら、運営を行うことが必要となりますことから、連携協約と事務の委託の活用を考えております。

まず、連携協約においては、基本方針と役割分担を定め、基本方針では休館日や開館時間などの規定を初め、図書館の管理運営に関する必要な事項、資料の右側に記載しておりますが、③の条例・規則等について、県市で方向性や内容を合わせることにしております。また、役割分担を明確にし、指示、命令なども明らかにすることにしております。

資料の左側の青い部分が、県市共通業務でございます。役割分担として、事業企画・広報業務や、調整・管理・運営業務、それからシステム管理・運営業務については、県が主体となって、また、窓口等での直接サービス業務については、市が主体となって連携し実施することとしております。1番下の課題解決支援サービス業務でございますが、新たな図書館では役立つ図書館として、充実強化を図っていくこととしております。この業務については、窓口などに関する業務は市、即時に対応できない調査、照会などは県といったように、業務を分担した上で県市が連携しながら実施することとしております。

次に、②の事務の委託でございます。これは、高知市が一元的に実施することで、業務

の効率化や合理化が図れる施設の管理業務や、施設の利用許可などの業務、それから専門性を要しない軽易な図書館業務を、県市で事前に協議、調整した上で、県から市に委託し市の業務とあわせて実施していこうとするものでございます。

最後に資料の右下です。④の協定書でございますが、「連携協約」、「事務の委託」に定めのない図書館の管理運営に関する必要な事項といった、あらかじめ県市の間で明らかにしておくべき内容などについては、協定書で定めていくことにしております。

次の4ページ、新図書館等複合施設「オーテピア」のランニングコスト県市負担割合(案)をお願いいたします。資料の1番下に、イニシャルコストの県市負担割合を参考に記載しております。建築工事等に関しては、図書館部分は平成23年度末時点の県市の蔵書比をもとに10対7。また、科学館と、声と点字の図書館については一対一を負担割合として、施設整備を行っているところでございます。

資料の1番上に、オーテピアの三つの施設のランニングコストの負担割合の基本的な考え方を記載しております。まず図書館に関しましては10対7の割合で施設整備を行い、施設の整備後に持ち分割合の10対7で登記を行うことにしております。このため維持管理費は独自の部分を除き、イニシャルコストの割合に準じて10対7としております。このほか施設の運営に必要な運営費は折半に、また事業費に関しましても、共同実施に要する経費については折半とすることにしております。

また、科学館に関しましては、設置運営は高知市が行いますが、県内全域をサービスの対象として事業を実施することから、運営に要する経費は折半とすることにしております。

なお、運営に係るトータルコストにつきましては、現在、精査をしているところでございますので、具体の金額等につきましては、改めて御説明をさせていただきたいと考えております。

次の5ページですが、県立図書館の休館及び休館期間中の対応について、でございます。オーテピア高知図書館への図書や事務所などの移転に伴いまして、県立図書館を来年の1月5日から、オーテピア高知図書館の開館まで休館をいたします。

2のスケジュールをごらんください。休館後の1月以降は、図書の貸し出しを停止した上で、図書等の整理や新図書館用のデータ登録などの作業を行うほか、新図書館への図書などの搬入後には精密排架や調整などを行い、また、開館直前の6月中旬以降には、カウンターなどでの実践的な訓練を行うなど、開館に向け準備を進めていくことにしております。

次に、3の休館期間中のサービスでございますが、休館期間中は図書等の貸し出しができなくなるため、臨時の閲覧室での新聞、雑誌の閲覧など、サービスを限定して実施することになりますが、高知市民図書館などにも協力をいただきながら、できる限りのサービスを行っていきたいと考えております。また、利用者などに対しては、さまざまな広報手

段を活用し、周知を行っていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

◎森生涯学習課長 引き続きオーテピアの5階に設置されます、高知みらい科学館の主な事業内容などにつきまして、現在の検討状況を御報告させていただきます。生涯学習課のインデックスのついたページをお願いいたします。

科学館につきましては高知市立の施設であり、設置運営は高知市が行いますが、科学館で行います事業は、県内全域の子供や県民を対象としていることから、県と高知市とで協議しながら検討を進めております。

資料1ページは、館の外観を記載しております。資料上が追手筋側で、下側が帯屋町のアーケード側ということになります。延べ床面積は約2,260平米で、プラネタリウムのほか、サイエンスショーや実験学習などを行いますサイエンススクエアや実験室、また、さまざまな科学を体験できます展示室などから構成をされております。なお、現在、展示内容の詳細や展示のゾーン名称につきましては、最終調整中でございます。

資料2ページをお願いいたします。科学館で実施いたします、主な事業案となっております。理科好きの子供を育てます理科教育振興事業と、大人も子供も科学を楽しむ文化を育てる科学文化振興事業の二つの体系に沿って、記載の事業を実施することとしております。

なお、これらの事業につきましては、県内全域の子供や県民を対象とし実施するとともに、黄色で網掛けしている部分は、遠方の学校や来館が困難な県民を対象とした事業も企画しているところでございます。

理科教育振興事業の黄色部分、出前教室では、おおむね科学館まで片道1時間以上の希望校や、県内全ての特別支援学校等を対象に、こちらから出向いて理科の授業やサイエンスショー、科学教室等を実施いたします。

また、科学文化振興事業の黄色部分、高知サイエンスフェスタでは、県東部、西部で年1回ずつ、県内の科学系施設との連携により、サイエンスショーやブース形式の実験、観察などを行うイベントを開催することとしております。

なお、資料1番上、科学教室のメインとなります科学館理科学習につきましては、小学校4年生、中学校1年生を対象に、資料記載の事業例のような理科事業を実施するほか、その下の学校利用では、県内の小中学校、高等学校などの遠足や校外学習での利用を幅広く受け入れて、御要望に応じてプラネタリウムやサイエンスショー、実験等を実施することとしており、いずれも県内全ての学校等を対象としております。

また、科学文化振興事業のメインとなりますプラネタリウムにつきましては、次のページで御説明をいたしますので、次の3ページをお開きください。プラネタリウムで放映いたします番組の構成と、放映スケジュールの案をまとめております。

高知みらい科学館では、天文や宇宙への知的好奇心をより高めるプラネタリウムとするため、専門知識を持つ学芸員が、各研究機関から提供されました画像や、映像制作会社から購入いたします映像素材、またみずから製作した映像などを組み合わせてオリジナルの番組を制作し、ライブで解説する形式を考えております。

資料左上の①。開館当初の平成30年11月ごろまでは、オープニング番組としまして、高知にまつわる星の話題、プラネタリウムを紹介する番組を制作、投映することとしております。構成としましては、県内の新旧プラネタリウムや、本県にゆかりのあります名前を小惑星に名づけました天文研究家、関勉氏を紹介した後、当日の星空を映し、星座の探し方や星座の物語を紹介いたします。最新の宇宙や天文に関するニュースを挟んで、高知から宇宙へ飛び立つ映像を投映する構成で、約40分を予定しております。

②が、平成30年12月ごろからのオリジナル番組となります。当日の星空の紹介の後、最新の宇宙天文ニュースを挟みまして、後半はトピック番組としまして、より星空や宇宙に関心を持っていただけるよう、話題の天文現象や天文の歴史、星にまつわる話等を紹介する構成としており、約45分を予定しております。

なお、後半のトピック分は、リピーターとして観覧をしていただけるよう、見応え聞き応えのある内容を、約4カ月ごとに更新していくことを考えております。

③から⑤は理科学習や学校利用、またお昼休みの時間帯に投映する番組について記載しております。

資料右上、投映のスケジュールをごらんください。平日は理科学習を中心にし、週末や祝日、夏休み等の長期休業期間中は、オリジナル番組中心の投映を予定しておりまして、お昼休み時間帯には、無料で高知の自然の映像を投映してまいります。

以上が、高知みらい科学館の主な事業内容につきまして、現在の検討状況を御報告させていただきます。

最後に、高知みらい科学館の運営、いわゆるランニングコストについてでございます。先ほど、新図書館整備課からも説明がありましたとおり、みらい科学館は高知市立の施設であり、設置運営は高知市が行いますが、高知県唯一の科学館として、また、県内全域を対象として理科教育、科学文化振興事業を実施することから、運営に要します経費につきましても、県として応分の負担を行うこととし、縣市一対一としております。現在この考え方をベースに、具体的な金額等について高知市と精査しているところですので、具体的な金額等につきましては、また改めて御説明をさせていただきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

◎土居副委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 業務の区分けで事務の委託のところがありますが、県から市に委託するというところで、市からさらに例えば民間とかに再委託いうのもあるんですか。

◎国則新図書館整備課長 こちらのほうで言いますと、施設の清掃や警備、それから案内も含めまして、事業者に委託し業務を行ってもらおうようにします。

◎坂本（茂）委員 主には、この施設の管理業務の部分は再委託になるけど、それ以外のところは大体市が雇用するマンパワー、例えば臨時職員だとかそういう方で、対応するということですか。

◎国則新図書館整備課長 資料で軽易な図書館業務とあり、専門性を要しない、開館の準備作業とかになります。こちらでも事業者に委託になります。直接やる分でもいいですと、施設の利用許可の部分は高知市でやっていただくようになります。

◎坂本（茂）委員 事業者への再委託する部分というのは、これはどういうところを想定して、契約する予定なんですか。

◎国則新図書館整備課長 施設の管理業務は、それぞれ専門的に業務を行っている業者になります。それから、軽易な図書館業務につきましても、専門性は要しないというところですが、一定その図書館の業務について関係のある事業者を想定しております。

◎坂本（茂）委員 それは県内の事業者で対応できるという判断ですか。

◎国則新図書館整備課長 事業者自体は県外の事業者になると思いますが、雇用につきましては、県内の方でやっているケースが多いところがございます。

◎坂本（茂）委員 事務委託の部分、今予定されている、現状の職員数が80数名で、この開館に伴って大体100名ぐらいになるということだったんですけども、6月30日には、県の職員に対してはローテーションも示すということだったんですが、ローテーションなども示すということは、一定人的体制はもう固まったという判断ですか。

◎国則新図書館整備課長 先週の金曜日に県立図書館の職員に説明を行いました。その説明の中では、窓口業務にかかわる、その業務についての考え方とかいう部分でして、具体的な、どのセクションにどれぐらいという、そういうものを積み上げての作業は県市、一緒に協力しながら人員体制について検討してきたわけですが、現時点では総務部と県市、それぞれの総務部門と検討しております。職員には具体的な人数は示さずに、全体的なローテーションで、こういう条件でカウンターをやっていくという説明をしました。

◎加藤委員 いよいよ目前に見えてきて、いい図書館及び複合施設になればいいなと期待をしております。休館期間中の対応について伺っておきたいですが、1月5日から開館まで、約半年から7カ月近くの間休館になるわけですが、たくさんの利用者がおいでで親しまれている県市の図書館ですから、影響も大きいと思いますけど、どの程度の影響があると考えておられるでしょうか。

◎国則新図書館整備課長 資料の5ページに休館のところがありますが、そこに書いてますように、図書や雑誌の整理、ラベルの張り替えがありますので、一切図書館の本を貸し出し出せなくなるため非常に影響は大きいと思います。

現在、新図書館の建設場所の隣で、高知市民図書館が約3万冊弱、2万から3万の間の冊数の図書で貸し出しを行っていますので、そちらのほうを利用いただくということ。それから、こちらの休館期間中のサービスというところで、かなりサービスは限定的にはありませんけれども、下に書いてます、他の図書館等との協力により実施ということで、市町村立図書館にも県立図書館の図書を貸し出し、市町村立図書館に場所を提供してもらって、そこに置いて利用していただくことを考えて、できるだけサービスを行っていきたいと思っています。

◎加藤委員 県立図書館は、年間でどのぐらいの利用があるんですか。

◎国則新図書館整備課長 28年度でいいますと、入館者数が24万9,043人。個人の貸出件数が、28年度が22万7,968件になっております。

◎加藤委員 年間24万人ですから、単純計算で半分ぐらいで割ると12万人前後ぐらい、その延べ人数で、利用者の方々に影響が出るだろうと思うわけですよ。ですので、かなり周知徹底を図らないといけないと思いますし、休館に向けていろんな準備もしていかないといけないと思うんですけど、そのあたりはどう考えていますでしょうか。

◎国則新図書館整備課長 周知はできるだけ早くというところで、本日説明もさせていただきましたので、早速その関連の市町村リース図書館など、それからこちらの下に書いてますように周知を、図書館の中にもポスターの掲示とかもして、あらゆる手段でやっけないといけないと思います。

◎加藤委員 しっかり検討してください。それで返却を休止するという事なんですけれども、もう1回、事実確認をお願いできますか。

◎国則新図書館整備課長 本が固定しないと作業はできませんので、そういった意味で、貸し出しに伴う返却とかのサービスについてはセットで。

◎加藤委員 返却は休止するんですか。

◎国則新図書館整備課長 現在、県市の本を借りた場合に、例えば市の本を県に返していただいても、物流で市民図書館に返すようになっていますが、そういった返却の業務も休止するという意味でございます。貸し出しもそうですし、返却の業務も休止するというところでございます。

◎加藤委員 返却は休止するわけですね。

◎国則新図書館整備課長 休止です。

◎加藤委員 それであれば、ここまでに返せてなければ、半年延滞になるわけですか。

◎国則新図書館整備課長 その場合には、市民図書館の本を県立図書館に返してというところはできませんが、市民図書館の中に返していただくなり、ポストなりに返すことができます。市民の本を、今までは県立の窓口でも返せるようになっていましたが、窓口を閉めますのでその業務を行わないということで、返すことはできます。

◎加藤委員 この休止期間、新たに県立の本の貸し出しは、基本的にはなくなると思います。期間過ぎても借りていらっしゃる方も多いと思いますので、この半年の期間を使って、その整理をしっかりとしていくことも大事じゃないかと思うんですけど、そこはいかがですか。

◎国則新図書館整備課長 その期間を使いまして、さまざまな図書の整理を行う予定にしております。

◎加藤委員 いや、その答弁は大事な答弁なんですけど、もっと本格的にやっていただきたいわけです。もう絶対返ってこない本があるとか、よく聞いたらもうなくしてしまった人がおるとか。そういう踏み込んだ、リセットという言葉がいいかわからんですけど、せっかく半年というこの充電期間があるわけですから、今まで処理できなかったことに、しっかりと手を入れることに活用していくことも大事なんじゃないかなと思うんですけどね。

◎国則新図書館整備課長 長期間にわたって返却がされていないような本もございまして、この期間を使いましてしっかりとチェックし、催促もしながら返していただくような、有効に期間を使っていきたいと思います。

◎加藤委員 多分いろんなケースがあって、半年返ってきてないとか、1年返ってきてないとか、もっと長いのもあるかもしれません。かなり大変な作業になる可能性もあると思うんですけど、この半年間という期間を返却だけに限らず、そういう新たな体制になっていくために、ふだんできなかったいろんなことに、しっかり取り組める期間にもしていただきたいと思います。どんな作業ができるかということで、今返却という話だけでしたが、いろんな作業ができると思います。そこはしっかり洗い出して、より充実したこの休館の期間にしていきたいと思います。

◎三石委員 県市の共通業務とは直接は関係ないけど、今加藤委員からもいろいろ話があったわね。その期間を使うて、返ってきてない本を点検するだとか、いろいろ有意義に使うてくれという話があったけど。実際、年間どのくらいの本が県立の場合返ってきてないのか。いろいろ理由があると思うわけよ。盗まれたとか、ルーズで返す返す言うて返さんとか、いろいろあるとは思うんやけど。大体どのくらいの本が返ってきてないのか。それと問題になりましたね、わざわざ意図的に切り抜いて持っていくようなこともあるんじゃないかなと思うんやけど。そのあたり、どういう状況になっているんですか。

◎国則新図書館整備課長 28年度の方で、29年3月時点の未返却者数と未返却冊数を申し上げますと、27年度から県と市のシステムが統合されまして、縣市合わせたの数になっておりますが、未返却者数が1,127人で、未返却冊数は4,064冊になっております。それから、切り抜きとかでございまして、年間5冊程度でございます。

◎三石委員 どういう対応をしておるんですか。

◎国則新図書館整備課長 延滞が1カ月以上、それから1年までが2カ月に1回、それから延滞1年以上は半年に一度、督促のはがきを送付しまして、返却してもらうように督促を行っておるところでございます。

◎三石委員 それでお願いは当然せないかんわけやけど、実際返してくれるんですか。どうしても返してくれない人もおるんじゃないかなろうかと思うんやけどね、その人数。それと幾ら督促しても返してくれない、永久的に返ってこない本がどのぐらいあるかわかりますか。

◎国則新図書館整備課長 貸し出しが6カ月を超えた未返却者に対しましては、貸し出しを停止しております。その停止者数が県立の貸し出し分で言いますと116人。それから冊数としましては363冊が、この6月末の数値でございます。そういった方に対しては、督促のはがきでございますが、今後、新図書館に向けて、電話をもう頻繁にかけるだとか、貸し出すに当たってはカウンターに期限の厳守を呼びかける掲示をやったりとか、もうちょっとやり方を。サービスの周知というところで言いますと、延長の手續、インターネットとか電話でも事前に期間内であればできますし、あと閉館時であったとしても、返却ポストとかの利用はできますので、そういったこと。約9割ぐらいの方は1回目の督促はがきで返ってくる場合がございます。返却をされない方はかなり大きい数字になってますが、1回督促すると、9割の返却がありますので、その残り1割の方には電話を頻繁にするとか、その辺は今後対応を考えていかないといけないと思っています。

◎三石委員 借りたものは返す、これはもう基本的なことよね。大人であろうが、子供であろうがね。保育園、幼稚園あたりからずっとそういうことは言われてきとるわけよ、大人になるまでね。そういうことができない人間が最終的に116名。それと360冊余りがなくなって返ってこないわけやけどね。新しい図書館になるに当たって、あかるいまちやさんSUN高知で、もっと多くの県民市民に実情を知ってもらうてやね、最低限度のマナーなり、実際こういうことが今まであったと、本当に恥ずかしいこと、こういうことはやめましょってね。みんなの図書館ですよという宣伝とかアピールというかな、そういうことはやるつもりはないのか。恥ずかしいことやけど知ってもらうたら。

◎国則新図書館整備課長 新しい図書館に向けまして、今県市で返却についてのルールなんか決めておりますので、こういった実態がございますので、それを踏まえて、どうすればより効果的な方法があるかを検討してまいります。

◎三石委員 こういうところからいろんなことに波及していくわけよ。ちょっと物を万引きしたりとか、ちょっと置いてある自転車を盗んでみたりとか、そういうことになっていくわけよ。ですから、いい機会と思うからね。本当にみっともない、恥ずかしい話やけれども実情を言うて、マナーを守ろうよと、みんなの図書館ですよという訴えをぜひいただきたいですね。例えばさっきも言うたけど、さんSUN高知とかね、高知市でいうた

らあかるいまち、あるわけですからね、できればそういうことをやっていただきたい。要望、要請をしておきたいと思います。

◎西森委員 休館中のことについて。図書館を利用して、学生さんとかよく勉強されているんですが、そういう場所というのが高知県内は非常に少なく、例えばコンビニなんかでも、テーブル、椅子があるところで、学生さんなんか勉強している状況もあるんですけど、最近のコンビニは、学生さんは勉強してはだめですよという張り紙なんかもあって、結構、勉強する場所に困っているという声も聞くんですね。それで、図書館を使ったり、塩見文庫があったときはそこで勉強されている学生さんとか結構いるんですよ。今回、図書館が7カ月にわたって休館になりますので、そういった方たちに対する場所の確保は考えておられるのかどうか。図書館の閲覧スペースは、閲覧するためのものだから考えてませんよという状況なんですか、どんな感じなんでしょう。

◎田村教育長 図書館サイドとしては、手段がほかにありませんので、今の図書館が使えなくなる、で新しい図書館までは、いかんともしがたいと思います。ただ、おっしゃるような需要は確かにあると思いますので、どう対応できるか、1番考えられるのは、例えば学校の中で残ってできるようなことを、学校で考えるとかということもあろうかと思います。そういう、何ができるか考えさせていただけたらと思います。

◎西森委員 よろしくお願ひします。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

ここで一旦休憩します。再開は午後3時45分とします。

（休憩 15時34分～15時45分）

《採決》

◎坂本（孝）委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

お諮りいたします。

執行部より説明を受け、審査いたしました予算議案1件、条例その他議案9件、報告議案2件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎坂本（孝）委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

それでは、これより採決を行います。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。

よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第4号「高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 挙手多数であります。

よって、第4号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第5号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。

よって、第5号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第6号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。

よって、第6号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第7号「高知県税条例等の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。

よって、第7号は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第8号「過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。

よって、第8号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第9号「半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。

よって、第9号は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第10号「高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部

を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。

よって、第10号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第13号「高知県産業人材定着支援基金条例等の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。

よって、第13号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第16号「高吾地域拠点校校舎新築主体工事請負契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。

よって、第16号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、報第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。

よって、報第1号議案は、全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

次に、報第2号「高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。

よって、報第2号議案は、全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。お疲れさまでした。

(執行部退席)

《意見書》

次に、意見書を議題といたします。

意見書4件が提出されております。

まず、「地方財政の充実・強化を求める意見書(案)」が、県民の会、日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書の案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎坂本(孝)委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小 休)

- ◎ 文言調整が整えばと思っておりますけれども。
- ◎ 一応、案をいただければ、その方向で調整したいと思いますので。
- ◎ ○○○さんは、もうそれで。
- ◎ 大丈夫です。はい。
- ◎ 正副委員長一任。

◎坂本（孝）委員長 この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任ということにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎坂本（孝）委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、「教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書(案)」が、県民の会、日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書の朗読は省略したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎坂本（孝）委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小 休)

◎ うちとしては、その三位一体改革で税源移譲並びに地方交付税で裏負担も担保されておりますので、特に今現状この2分の1の復元ということには、賛同しかねるというふうには思っています。

◎ 不一致ということですね。

◎坂本（孝）委員長 意見の一致を見ませんので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、『「共謀罪」法案の強行採決に抗議し、「共謀罪法」の廃止を求める意見書(案)』が、日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書の朗読は省略したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎坂本(孝)委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小 休)

◎ 気持ちはね、わからんじゃないけど、いかんわ。

◎ 不一致で。

◎坂本(孝)委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、『「加計学園」問題の徹底解明を求める意見書(案)』が、日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書の案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎坂本(孝)委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小 休)

◎ ○○○としては、見解の違いがあると言わざるを得ないと思っております。

◎ これはけどね、国民の大半がやっぱり、真相究明をしてもらいたいというのがやから。ここはやっぱり、国民の声に答えるということで、判断を。

◎ それはやっぱり無理やね。

◎ 不一致。

◎坂本(孝)委員長 意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の委員会は、7月5日の水曜日、午後1時から委員長報告の取りまとめを行いますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員会はこれで閉会します。御苦労さまでした。

(15時56分閉会)